

「たばこ対策推進実態調査」

報告書

平成25年12月

山口県健康福祉部

はじめに

たばこは、がんや心臓病など多くの疾患の原因であることから、喫煙が健康に与える影響は大きく、また、受動喫煙についても、非喫煙者の健康へ影響を及ぼすことが指摘されていることから、県民の健康を守る上で、たばこ対策は重要な課題となってきています。

このため、県では、平成23年3月に「山口県たばこ対策ガイドライン（改定）」を策定し、公共的な空間の全面禁煙を目指す「受動喫煙防止」、ライフステージを通じた「喫煙防止」、効果的な禁煙支援により禁煙成功者を増やす「禁煙支援」を三つの柱とし、たばこ対策に取り組んでいるところです。

「たばこ対策推進実態調査」は、本県のたばこ対策の浸透度・定着度などの実態を把握するため、平成10年度、平成15年度、平成20年度に実施した「分煙化推進実態調査」の継続調査であり、このたび、「山口県たばこ対策ガイドライン（改定）」における取組内容も踏まえた項目を追加し、実施いたしました。

本報告書は、その結果をまとめたものであり、たばこ対策の推進のために広く関係方面に活用されれば幸いです。

終わりに、本調査の実施に御協力を頂きました皆様に対しまして、深く感謝いたしますとともに、県では、今後ともたばこ対策に積極的に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成25年12月

山口県健康福祉部健康増進課長 原 田 弘 之

目 次

I	調査の概要	1
	・ 調査票様式	3
II	回答施設の状況	7
III	調査結果の概要（全体）	8
IV	調査結果の概要（施設別）	15
V	調査結果の概要（年度別推移 H10—H15—H20—H25）	21
VI	数値表	26

I 調査の概要

1 目的

平成20年度に分煙化推進実態調査を実施して5年が経過し、その間、受動喫煙防止対策に係る厚生労働省健康局長通知や山口県たばこ対策ガイドラインの改定など、たばこ対策に関するさまざまな動きがあったことを踏まえ、県下におけるたばこ対策の浸透度・定着度等を把握し、今後のたばこ対策推進のための基礎資料とする。

2 調査実施機関

公益財団法人山口県健康福祉財団 山口県健康づくりセンター

3 調査対象

平成20年度に調査を実施した施設を中心とした、山口県内の事業所及び公共施設等3,007^{*1}施設を対象とした。

4 調査内容

別紙調査票のとおり

5 調査方法

郵送による自己記入式のアンケート調査

6 調査時期

平成25年9月～平成25年10月

7 調査票の集計・分析

山口県健康づくりセンターが、調査票の集計及び分析を行った。

※1 (調査対象施設の分類及び調査施設数)

No.	施設分類	施設の例	調査施設数
1	保健医療福祉施設	病院、診療所、歯科診療所、保健センター等	369
2	官公庁	国・県の機関、市町役場、警察署等	226
3	教育機関	小・中・高校、大学、専門学校等	644
4	公民館・図書館等	公民館・図書館等、美術館、博物館、屋内体育館等	496
5	金融機関	銀行、郵便局、証券会社、金融業等	216
6	交通機関	J R、バス、タクシー、船舶、航空等	60
7	店舗娯楽施設	宿泊施設、飲食施設、娯楽施設、小売店舗等	704
8	企業（職域）	製造、卸売、建築、運輸、通信、サービス、不動産等	271
9	その他	農協、自動車学校等	21
計			3007

「たばこ対策推進実態調査」のお願い

(公財)山口県健康福祉財団
山口県健康づくりセンター

山口県では、平成18年3月に策定した「山口県たばこ対策ガイドライン」に基づきたばこ対策を進めてきました。その後、平成22年2月に厚生労働省から「多数の者が利用する公共的な空間については、原則全面禁煙であるべきである」という通知を受け、平成23年3月に「山口県たばこ対策ガイドライン」を改定し、たばこ対策をより積極的に推進しているところです。

この調査は、県内の事業所及び公共施設等におけるたばこ対策の浸透度・定着度等を把握するために、山口県から委託を受け、山口県健康づくりセンターが実施するものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解頂き、アンケートにご協力頂きますようよろしくお願いいたします。

記入上のお願い

- 質問は全部で15問です。
答えは、あてはまる番号を○で囲み、**ワク** 内に番号を記入してください。
また「その他」を選択された場合は、できるだけ具体的に（ ）内にご記入ください。
- 用語の解説
受動喫煙：他人のたばこの煙を吸わされること。
喫煙習慣：この調査では、日常習慣的に喫煙することを言い、喫煙本数は問いません。
公共的な空間：多数の者が利用する施設および区域

(参考) 山口県における受動喫煙防止の基本的な考え方～山口県たばこ対策ガイドライン(改定)より～
たばこの煙の少ない(スモークフリー)環境を広げ、受動喫煙防止することを目標に、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として禁煙とすることを基本方針としています。
『山口県たばこ対策ガイドライン(改定)』は山口県健康増進課ホームページよりダウンロードできます。
- 記入頂いた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**10月25日(金)**までにご返送ください。
- この調査についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(公財)山口県健康福祉財団 山口県健康づくりセンター (健康企画班)
〒753-0814 山口市吉敷下東三丁目1番1号 TEL: 083-934-2200

回収番号

↓ここからご記入ください

事業所名	施設種別
担当部署名	※ 該当する番号を記入ください  1: 保健医療福祉施設 2: 官公庁 3: 教育機関 4: 公民館・図書館等 5: 金融機関 6: 交通機関 7: 店舗娯楽施設 8: 企業(職域) 9: その他
事業所所在地	
電話番号	

※これは、回収の確認のために使用し、事業所・施設名が公表されることはありません。

問1 貴施設の従業員数について、あてはまるものをお答えください。

- ()
- 1) 10人未満
 - 2) 10人～49人
 - 3) 50人～99人
 - 4) 100人～299人
 - 5) 300人～999人
 - 6) 1,000人以上

問2 貴施設の従業員の男女比について、あてはまるものをお答えください。

- ()
- 1) ほぼ全員男性
 - 2) 6割以上が男性
 - 3) ほぼ半々
 - 4) 6割以上が女性
 - 5) ほぼ全員女性
- *正確な人数がわかる場合は、男性()人 女性()人

問3 貴施設の従業員のうち、喫煙習慣のある方はどれくらいですか。なお、過去に調査されている等、正確にわかる場合は、その内容を記入してください。

- ()
- 1) ほぼ全員
 - 2) 6割以上
 - 3) ほぼ半分
 - 4) 4割以下
 - 5) ほとんどない
 - 6) 不明
 - 7) 調査した (喫煙率 %) [平成 年 月調査]

問4 貴施設におけるたばこ対策の必要性について、施設としてのお考えをお聞かせください。

- ()
- 1) 必要である
 - 2) 特に必要ではない
 - 3) わからない

問5 貴施設におけるたばこ対策の取り組み状況はいかがですか。

- ()
- 1) 取り組んでいる →問7へ
 - 2) 取り組んでいない →問6へ

問6 問5で「2) 取り組んでいない」と回答した方におたずねします。
その理由はなぜですか。(いくつでも可)

- ()
- 1) スペースがない
 - 2) 代表者・責任者や上部組織の協力が得られない
 - 3) 従業員の協力が得られない
 - 4) たばこ対策の具体的な方法や相談先がわからない
 - 5) 特に必要ではない
 - 6) その他 ()

→問11へお進みください。

問7 貴施設で、たばこ対策に取り組んだ動機をお答えください。(いくつでも可)

- 1) 健康増進法やガイドラインの公表による
- 2) 事業所倫理、企業イメージによる
- 3) 代表者・責任者や上部組織が決定した
- 4) 従業員や利用者の声
- 5) その他 ()

問8 貴施設のたばこ対策における受動喫煙防止の具体的な方法についてお答えください。(いくつでも可)

- 1) 敷地内を禁煙としている
- 2) 施設内を禁煙とし、喫煙場所を建物の外に設置している
- 3) 施設内で喫煙場所を設置し、完全空間分煙^{*}としている
- 4) 施設内で喫煙場所を設置しているが、完全空間分煙とはしていない
- 5) 喫煙時間を限定している
- 6) 換気扇を設置している
- 7) 集煙装置(または空気清浄機)を設置している
- 8) 特に受動喫煙防止対策は取り組んでいない
- 9) その他 ()

※完全空間分煙：喫煙場所を壁や間仕切り等で完全に区分、または喫煙室を設け、換気扇等を設置してたばこの煙が屋外に排気できること

問9 貴施設の下記の場所でのたばこ対策の取り組み状況をお答えください。

◆事務室(従業員が大半を過ごす場所)

- 1) 室内禁煙
- 2) 喫煙時間を設けている
- 3) 喫煙区域と禁煙区域を分けている
- 4) 特に決めていない
- 5) 事務室がない

◆会議室

- 1) 室内禁煙
- 2) 喫煙時間を設けている
- 3) 喫煙区域と禁煙区域を分けている
- 4) 特に決めていない
- 5) 会議室がない

◆待合室・ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域

- 1) 室内禁煙
- 2) 喫煙時間を設けている
- 3) 喫煙区域と禁煙区域を分けている
- 4) 特に決めていない
- 5) 外来者が利用する区域がない

問10 貴施設のたばこ対策で、喫煙者への禁煙支援の取り組み状況をお答えください。(いくつでも可)

- 1) たばこの害の正しい知識の普及啓発(ポスター掲示、ちらし配布、講習会開催など)
- 2) 喫煙者が禁煙を達成するための支援(禁煙外来の紹介、禁煙マラソンの実施など)
- 3) ニコチンパッチ等の禁煙補助薬の費用補助
- 4) 禁煙の先輩からのアドバイスを受けることができる仲間づくり
- 5) 専門家、関係機関からの支援
- 6) その他 ()
- 7) 特に取り組んでいない

→問11へお進みください。

問11 山口県で平成18年から実施している「やまぐち健康応援団」についておたずねします。

この制度は、県民を対象にたばこ対策など健康づくりの各分野で主体的な取組を進める事業所を登録し、広く公表する制度です。

<やまぐち健康応援団シンボルマーク>

◆この制度を知っていましたか。

- ()
- 1) 知っていた
 - 2) 知らない →問12へ



◆たばこ対策の実施により、この制度へ登録していますか。

- ()
- 1) 登録している
 - 2) 登録していない
- ※ 不明の場合は、『健康やまぐちサポートステーション(<http://www.kenko.pref.yamaguchi.lg.jp/>)』から登録情報が確認できます。

問12 山口県たばこ対策ガイドライン(改定)では、受動喫煙防止対策の取組として、屋外喫煙場所設置の際、「10mルール」を設定しています。たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響をおよぼすことから、屋外に喫煙場所を設定する場合は、通路・出入口・子供のいる空間からおおむね10m以上離すことが必要というものです。そこでおたずねします。

- ()
- 1) 「10mルール」の言葉も意味も知っていた
 - 2) 言葉は知っていた
 - 3) 言葉も意味も知らなかった

問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所についておたずねします。

- ()
- 1) 設置していて、喫煙場所は出入口等から10m以上離れている
 - 2) 設置しているが、喫煙場所は出入口等から10m以上離れていない
 - 3) 設置していない

問14 禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に掲示していますか。

- ()
- 1) している
 - 2) していない

(例)



問15 健康増進法の施行により、多数の方が利用される施設(職場や学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店など)の管理者は、利用者が他人の煙を吸うこと(受動喫煙)を防ぐために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされています。そこでおたずねします。

- ()
- 1) 受動喫煙の防止について法律(健康増進法)に規定されたことを知っていた
 - 2) 知らなかった

*** 以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。***
(調査票は、同封の返信用封筒に入れ10月25日(金)までにご返送ください。)

Ⅱ. 回答施設の状況

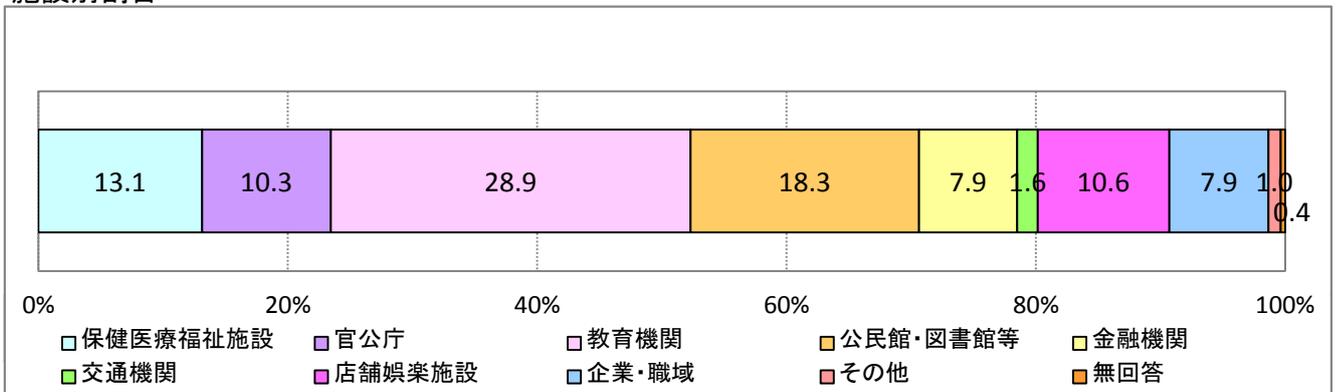
1. 回収率

- ・総調査件数 3,007件
- ・回答数 1,638件
- ・回収率 54.5%

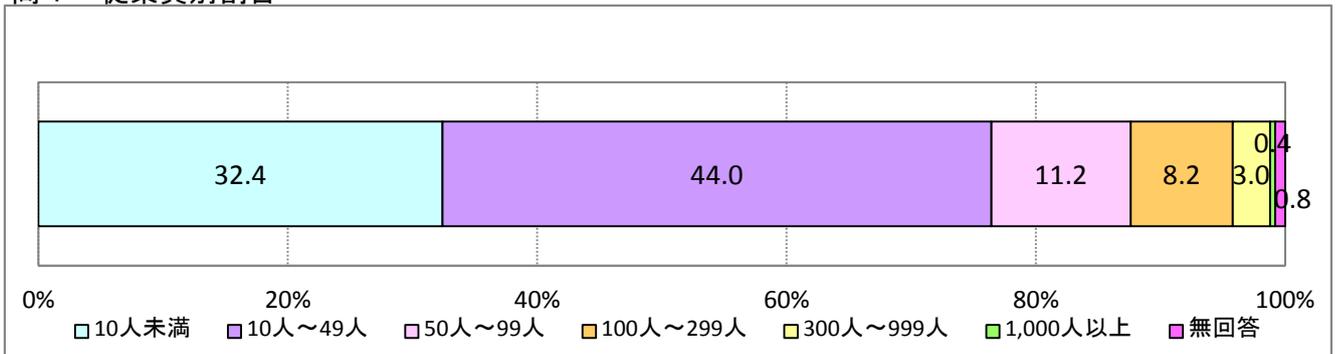
2. 回答施設の状況

- ・施設別割合では、「教育機関(28.9%)」が最も高く、次いで「公民館・図書館等(18.3%)」であった。官公庁(10.3%)を加え、回答施設の約6割が公的機関であった。
- ・従業員別割合は、「10人～49人(44.0%)」が最も高く、次いで「10人未満(32.4%)」で、約8割の施設が50人未満の施設であった。
- ・男女別割合では、「6割以上が女性の施設(6割以上が女性+ほぼ全員女性)」が4割強であった。一方で、「6割以上が男性の施設(6割以上が男性+ほぼ全員男性)」が約3割であった。

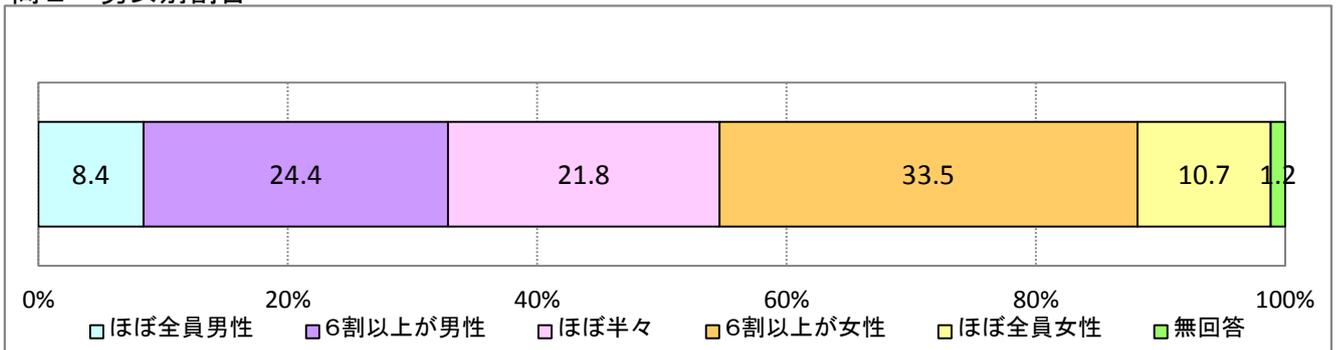
施設別割合



問1 従業員別割合



問2 男女別割合

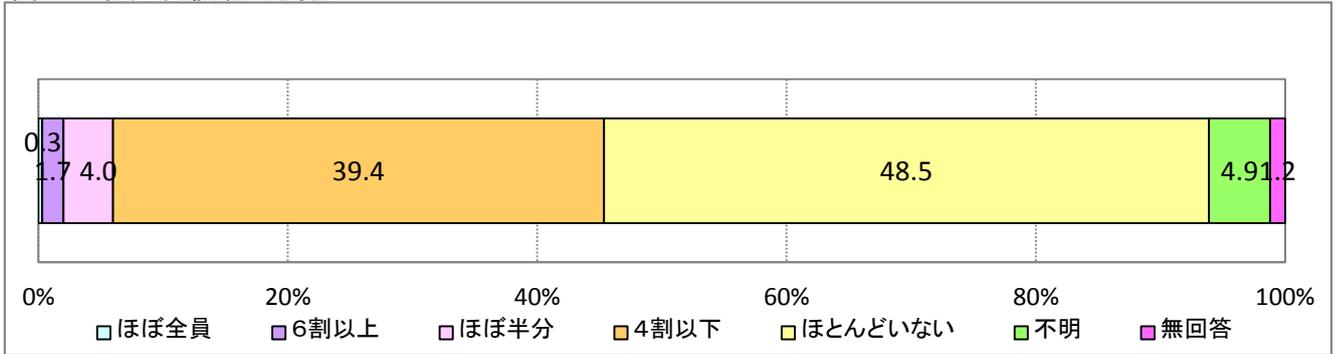


Ⅲ. 調査結果の概要（全体）

1. 喫煙習慣者の割合

喫煙習慣者の割合は、「4割以下」又は「ほとんどいない」と回答した施設をあわせて87.9%であった。

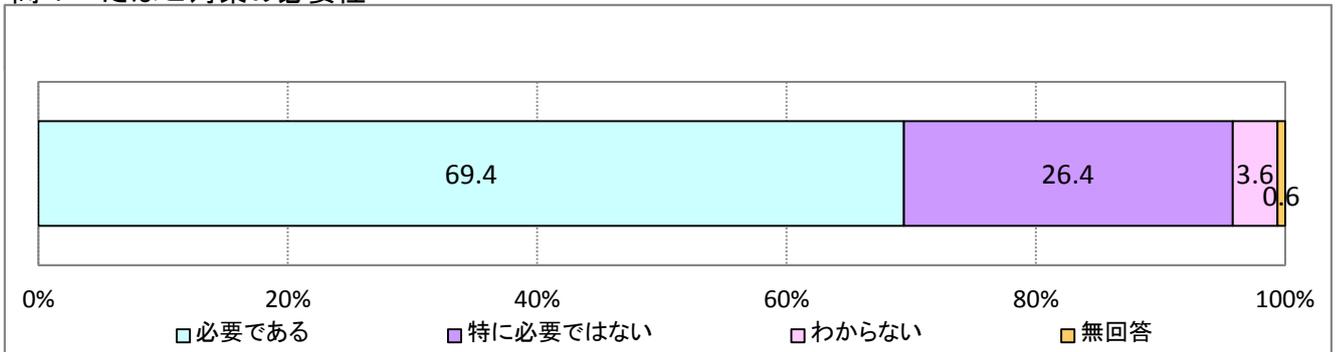
問3 喫煙習慣者の割合



2. たばこ対策の必要性

たばこ対策が「必要である」と回答した施設は、69.4%であった。

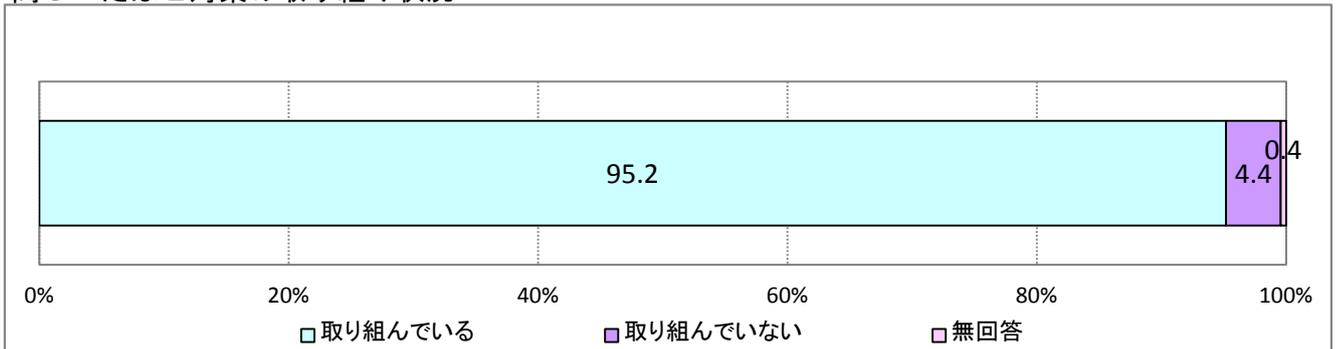
問4 たばこ対策の必要性



3. たばこ対策の取り組み状況

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した施設は、95.2%であった。

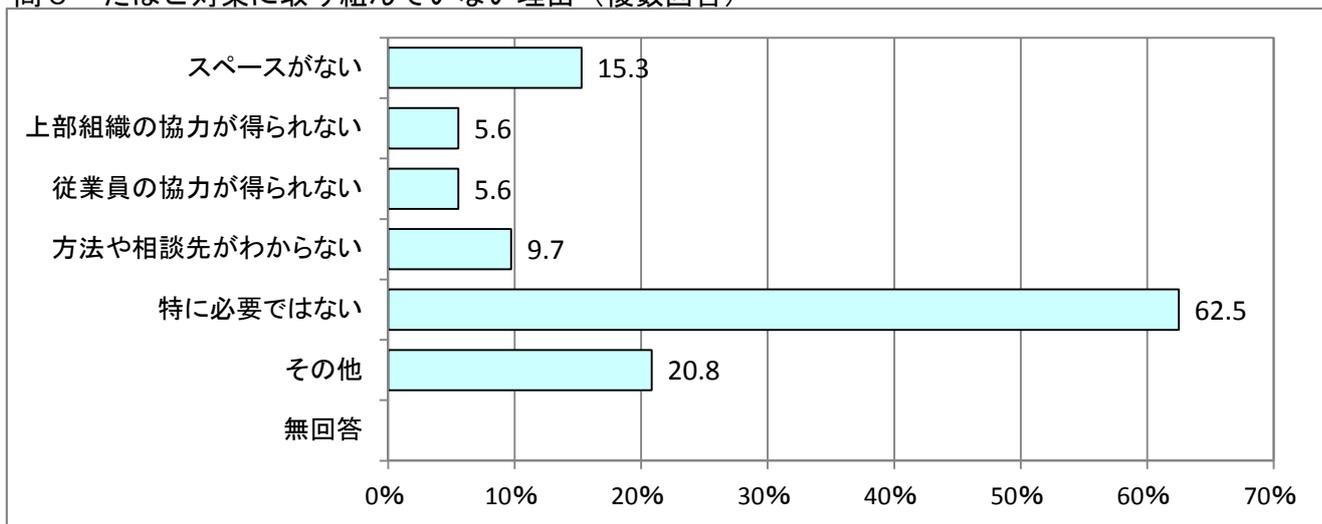
問5 たばこ対策の取り組み状況



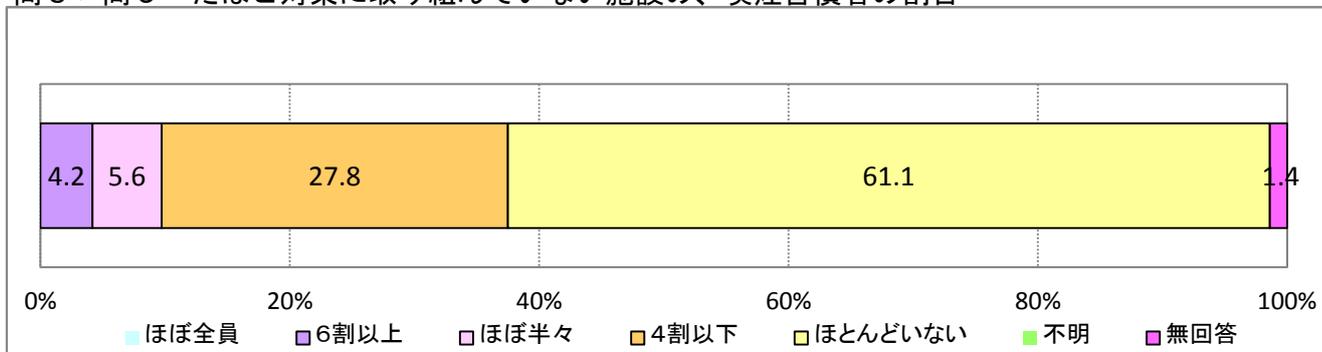
4. たばこ対策に取り組んでいない理由

- ・たばこ対策に「取り組んでいない」と回答した72施設に、その理由を聞いたところ、「特に必要ではない(62.5%)」が最も高く、次いで「スペースがない(15.3%)」であった。
- ・たばこ対策に取り組んでいない施設の喫煙習慣者の割合は、「ほとんどいない(61.1%)」が最も高く、次いで「4割以下(27.8%)」であった。
- ・たばこ対策について、必要と思っているが実際には取り組んでいない16施設に、その理由を聞いたところ、「方法や相談先がわからない(31.3%)」、「特に必要ではない(31.3%)」が最も高く、次いで「スペースがない(25.0%)」であった。

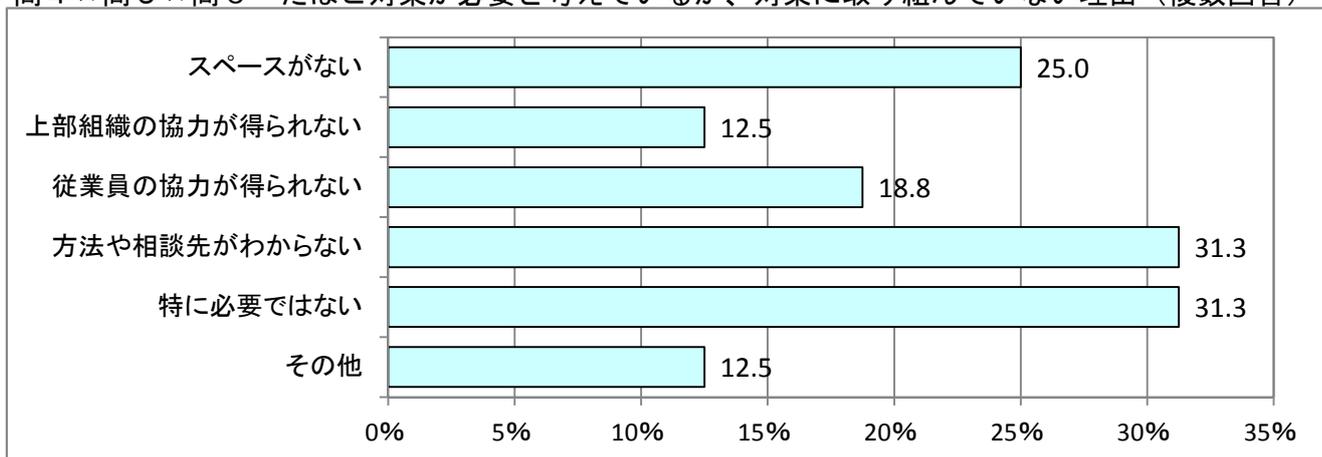
問6 たばこ対策に取り組んでいない理由（複数回答）



問3×問5 たばこ対策に取り組んでいない施設の、喫煙習慣者の割合



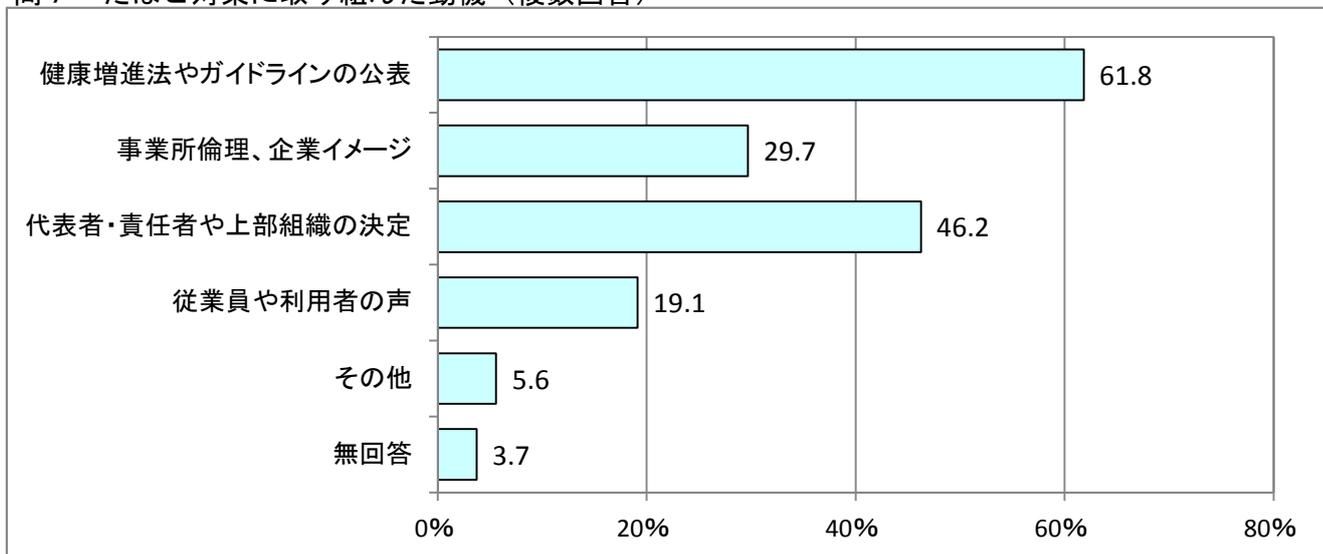
問4×問5×問6 たばこ対策が必要と考えているが、対策に取り組んでいない理由（複数回答）



5. たばこ対策に取り組んだ動機

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した1559施設に、たばこ対策に取り組んだ動機を聞いたところ、「健康増進法やガイドラインの公表による(61.8%)」が最も高く、次いで「上部組織の決定(46.2%)」であった。

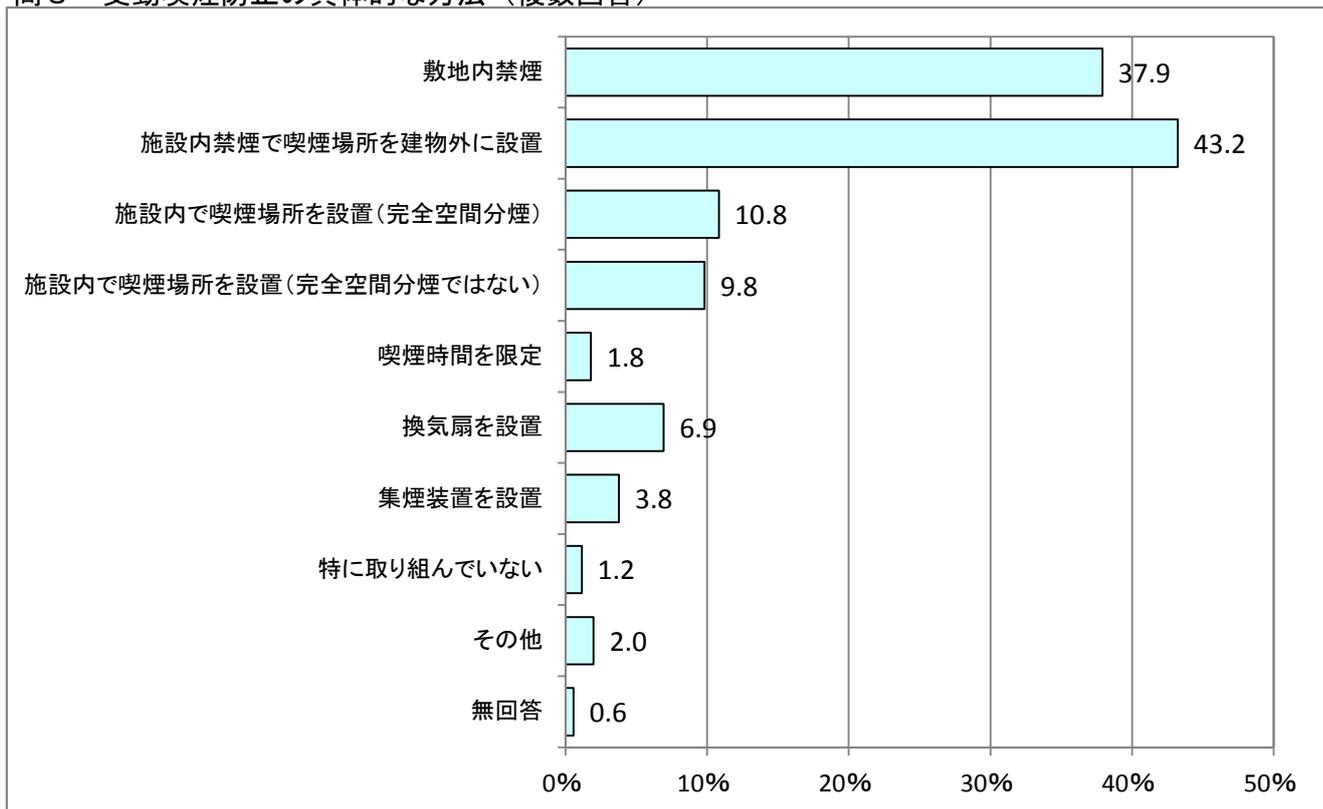
問7 たばこ対策に取り組んだ動機（複数回答）



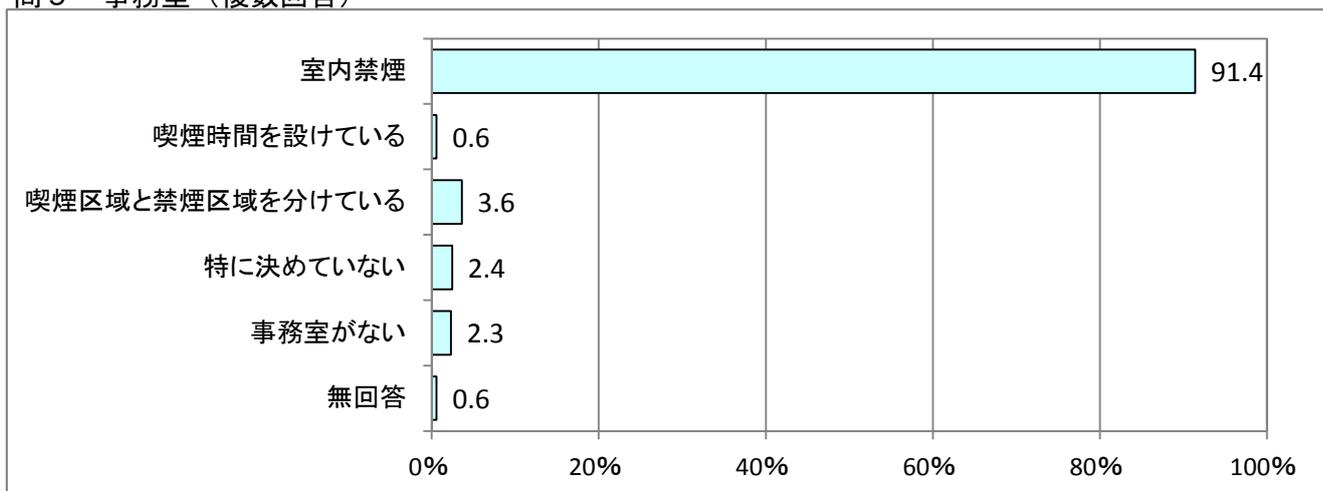
6. 受動喫煙防止の具体的な方法

- ・たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した1559施設に、受動喫煙防止の具体的な方法を聞いたところ、「施設内禁煙で喫煙場所を建物外に設置(43.2%)」が最も高く、次いで「敷地内禁煙(37.9%)」、「施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙)(10.8%)」であった。
- ・場所別の取り組み状況は、いずれの場所でも「室内禁煙」が最も高かった。

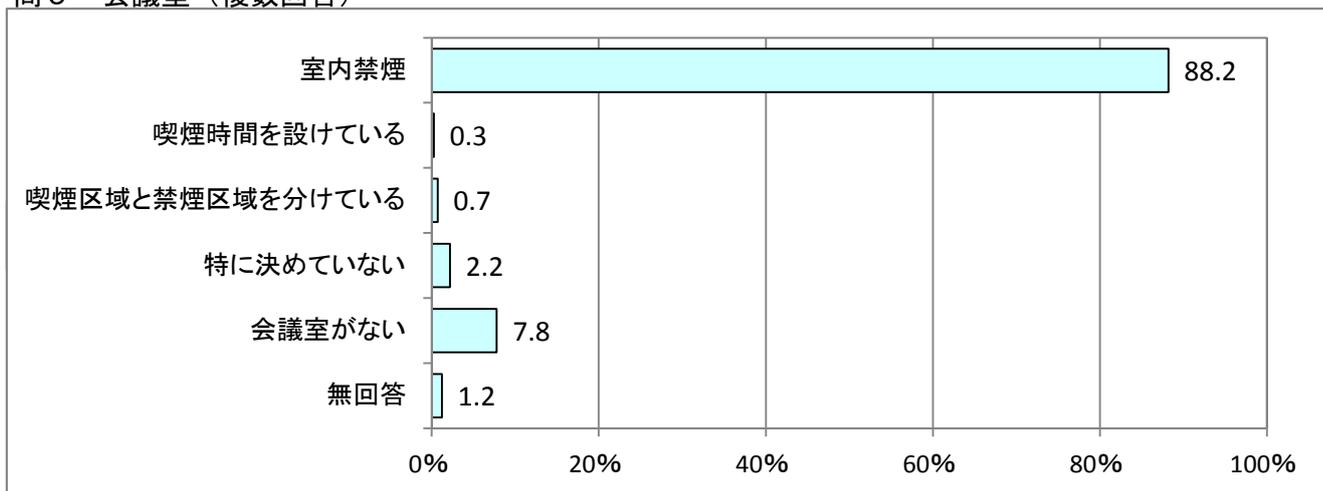
問8 受動喫煙防止の具体的な方法（複数回答）



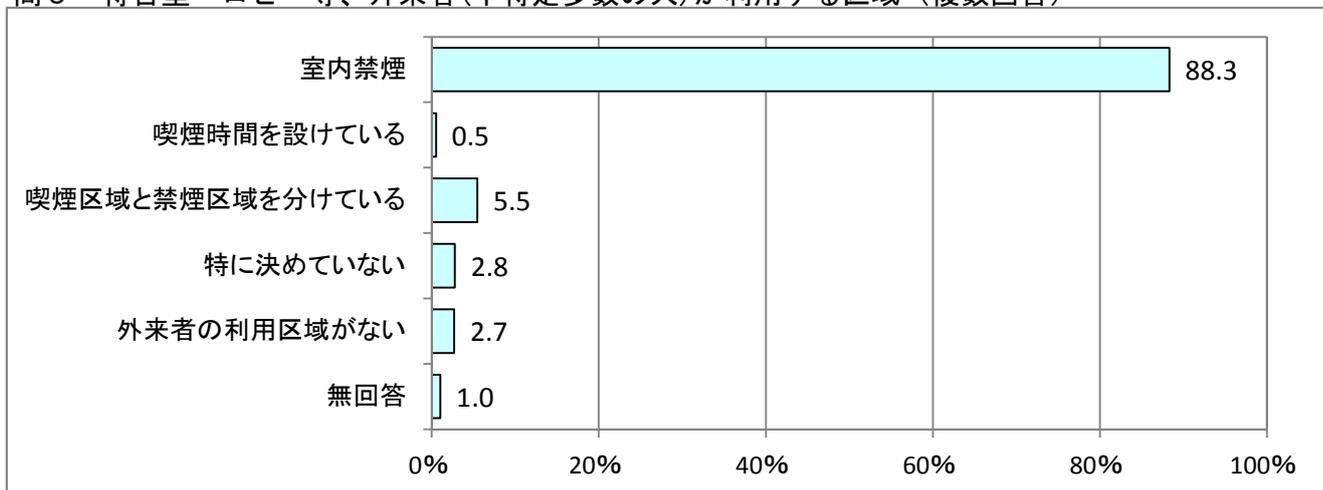
問9 事務室（複数回答）



問9 会議室（複数回答）



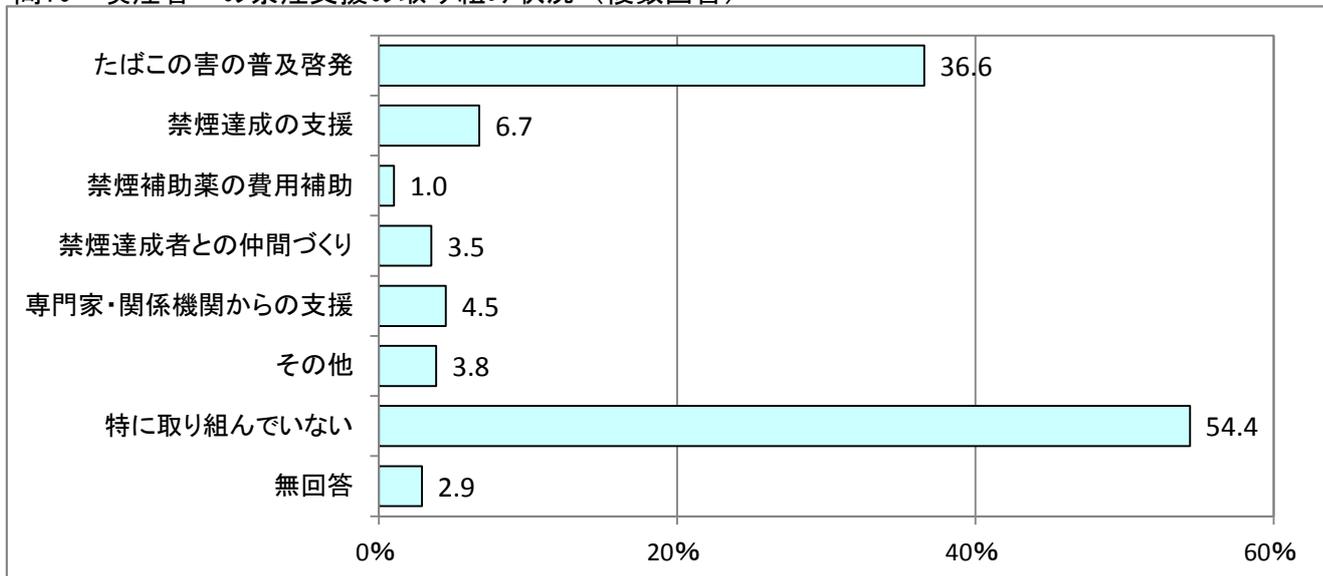
問9 待合室・ロビー等、外来者（不特定多数の人）が利用する区域（複数回答）



7. 喫煙者への禁煙支援の取り組み状況

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した1559施設に、喫煙者への禁煙支援を行っているかを聞いたところ、「特に取り組んでいない(54.4%)」が最も高かったが、支援の内容で最も高かったのは、「たばこの害の正しい知識の普及啓発(36.6%)」であった。

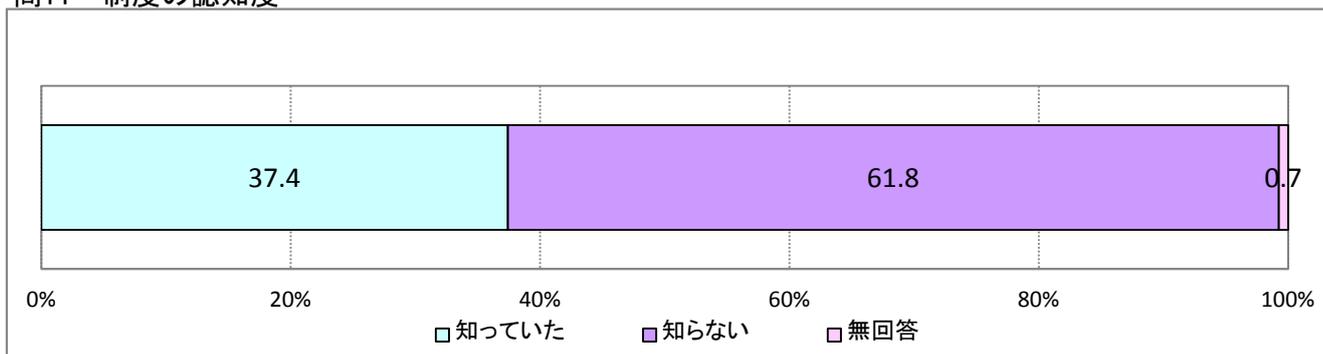
問10 喫煙者への禁煙支援の取り組み状況（複数回答）



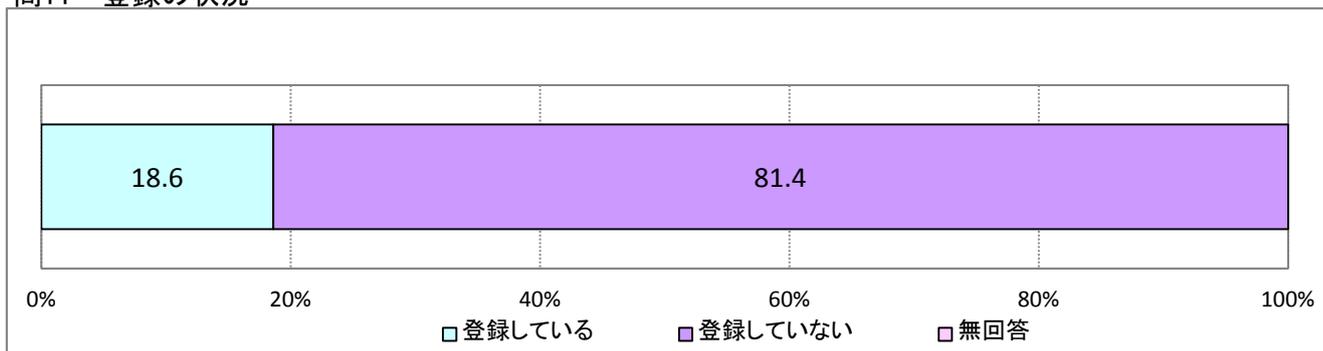
8. やまぐち健康応援団

- ・やまぐち健康応援団の制度を「知っていた」と回答した施設は、37.4%であった。
- ・やまぐち健康応援団の制度を「知っていた」と回答した施設のうち、この制度へ登録しているのは18.6%であった。

問11 制度の認知度



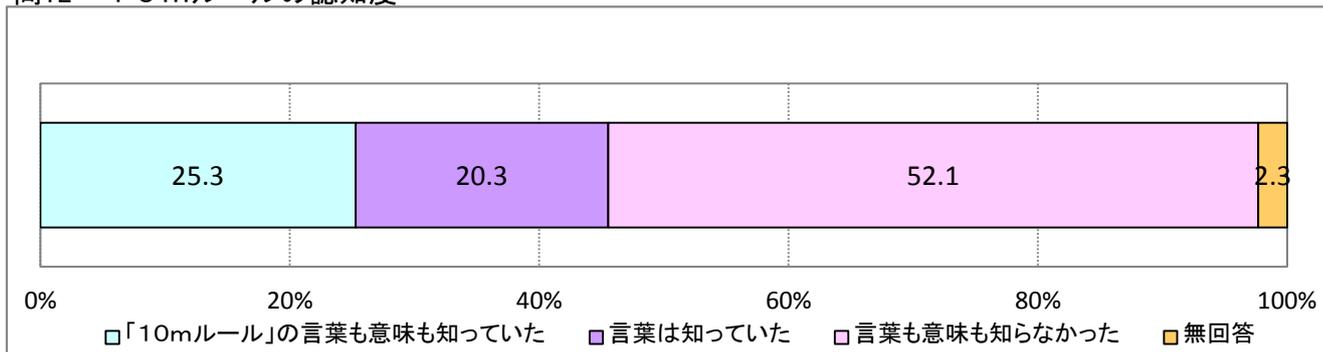
問11 登録の状況



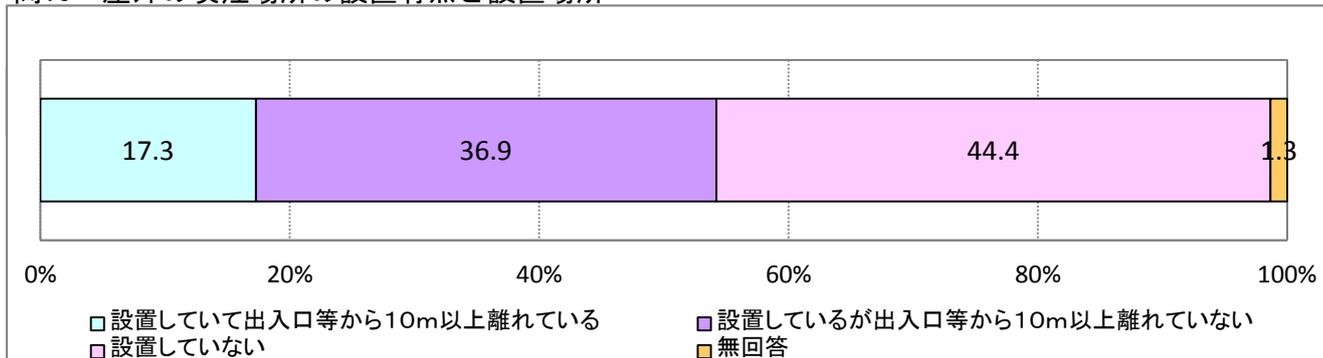
9. 10mルール認知度と設置の有無・場所

- ・「10mルール」の認知度については、「言葉も意味も知らなかった(52.1%)」が最も高く、次いで「言葉も意味も知っていた(25.3%)」、「言葉は知っていた(20.3%)」であった。
- ・屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所については、「設置していない(44.4%)」が最も高く、次いで「設置しているが出入口等から10m以上離れていない(36.9%)」、「設置して出入口等から10m以上離れている(17.3%)」であった。
- ・出入口等から10m以上離れていないと回答した605施設に、「10mルール」の認知度を聞いたところ、「言葉も意味も知らなかった(61.7%)」が最も高く、次いで「言葉は知っていた(19.2%)」、「言葉も意味も知っていた(17.2%)」であった。

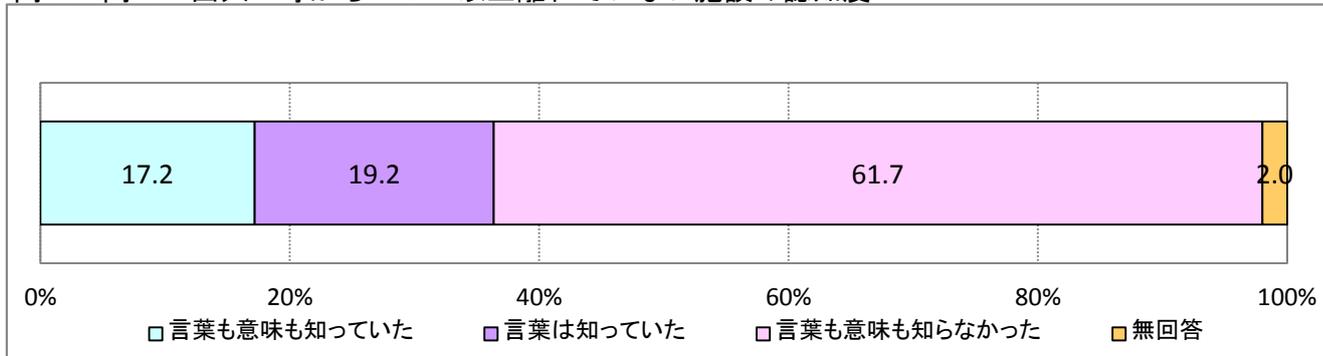
問12 10mルールの認知度



問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所



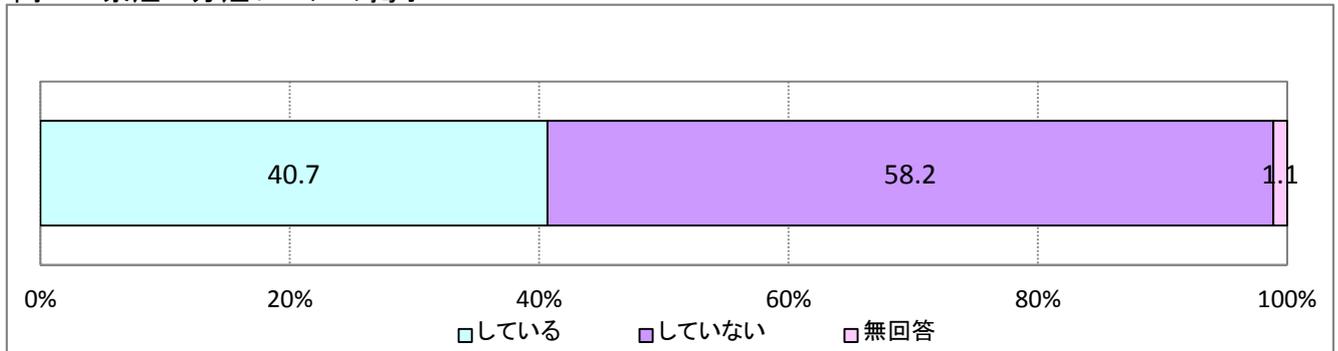
問12×問13 出入口等から10m以上離れていない施設の認知度



10. 禁煙・分煙レベルに応じた標示の掲示

禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に掲示しているか聞いたところ、「している」と回答した施設は40.7%であった。

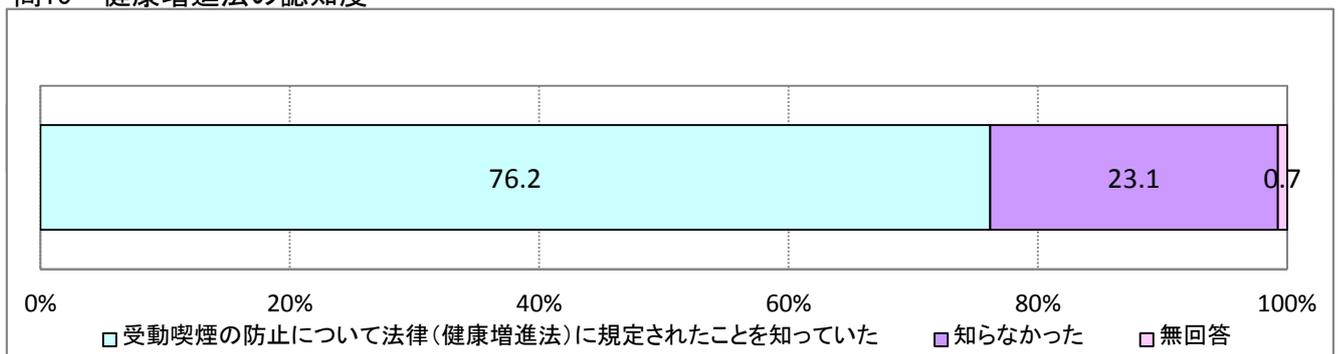
問14 禁煙・分煙レベルの掲示



11. 健康増進法の認知度

健康増進法の施行により、多数の方が利用される施設の管理者に受動喫煙の防止措置が義務化されたことを「知っていた」と回答した施設は76.2%であった。

問15 健康増進法の認知度

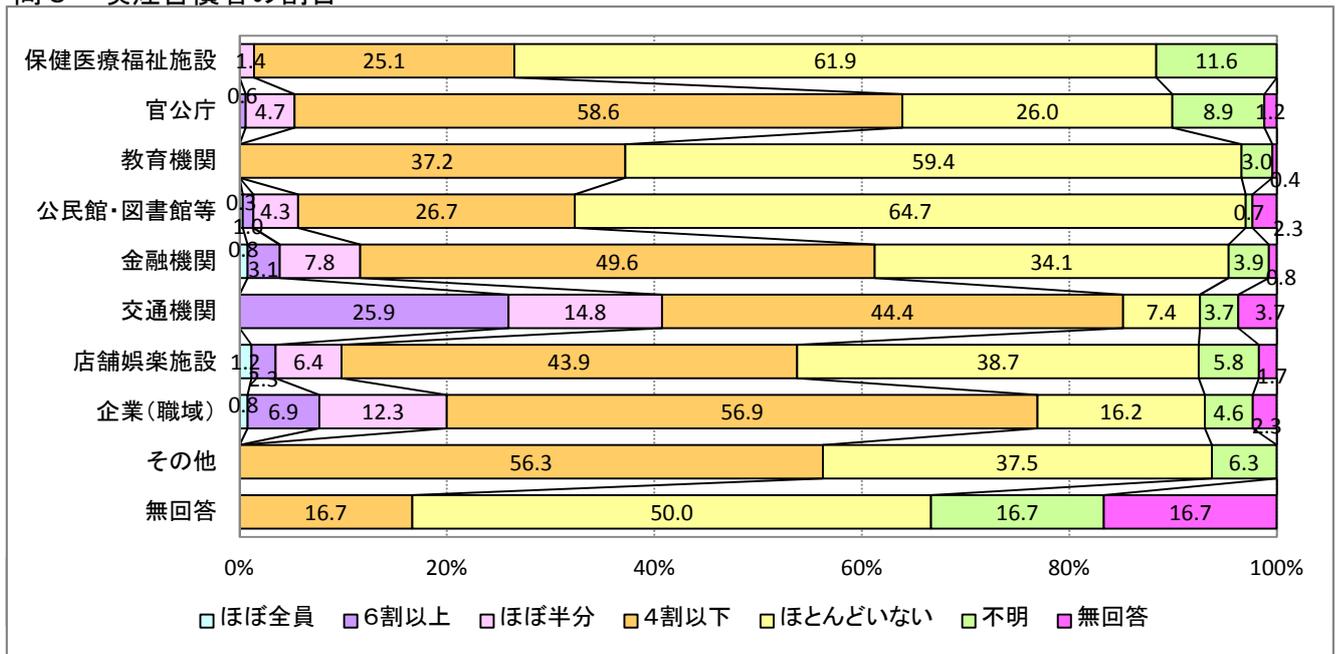


IV. 調査結果の概要（施設別）

1. 喫煙習慣者の割合

- ・喫煙習慣者が半分以上いる施設（ほぼ全員＋6割以上＋ほぼ半分）は、「交通機関」で約4割と最も高く、次いで「企業（職域）」の2割であった。
- ・喫煙習慣者が「ほとんどいない」と回答した施設は、「公民館・図書館等（64.7%）」が最も高く、次いで「保健医療福祉施設（61.9%）」「教育機関（59.4%）」であった。

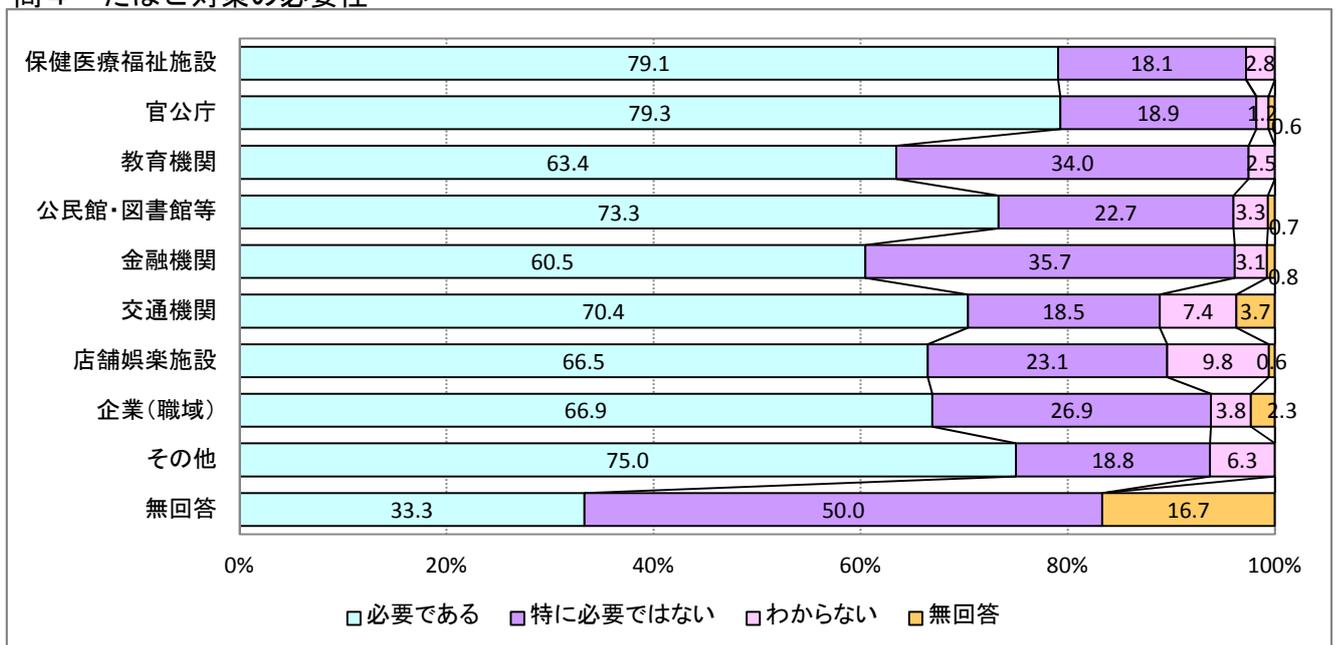
問3 喫煙習慣者の割合



2. たばこ対策の必要性

たばこ対策が「必要である」と回答した施設は、いずれの施設においても60%台から70%台と大きな差はなかった。

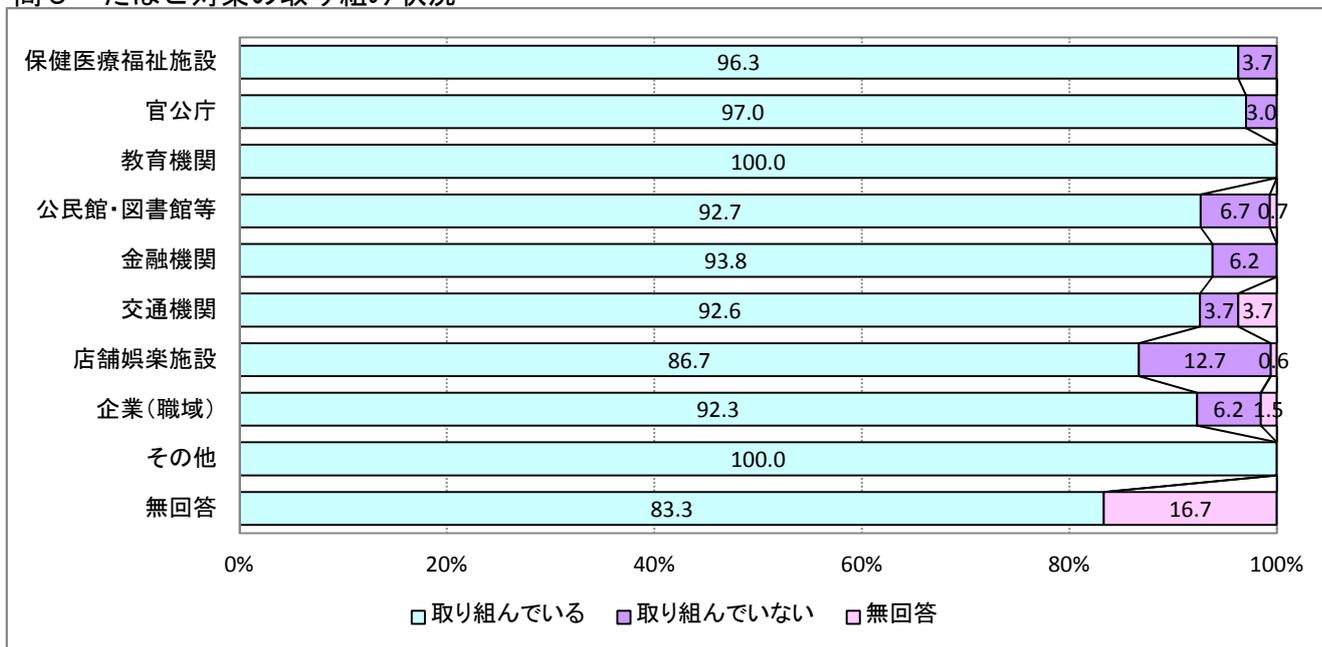
問4 たばこ対策の必要性



3. たばこ対策の取り組み状況

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した施設は、いずれの施設においても80%台以上であった。

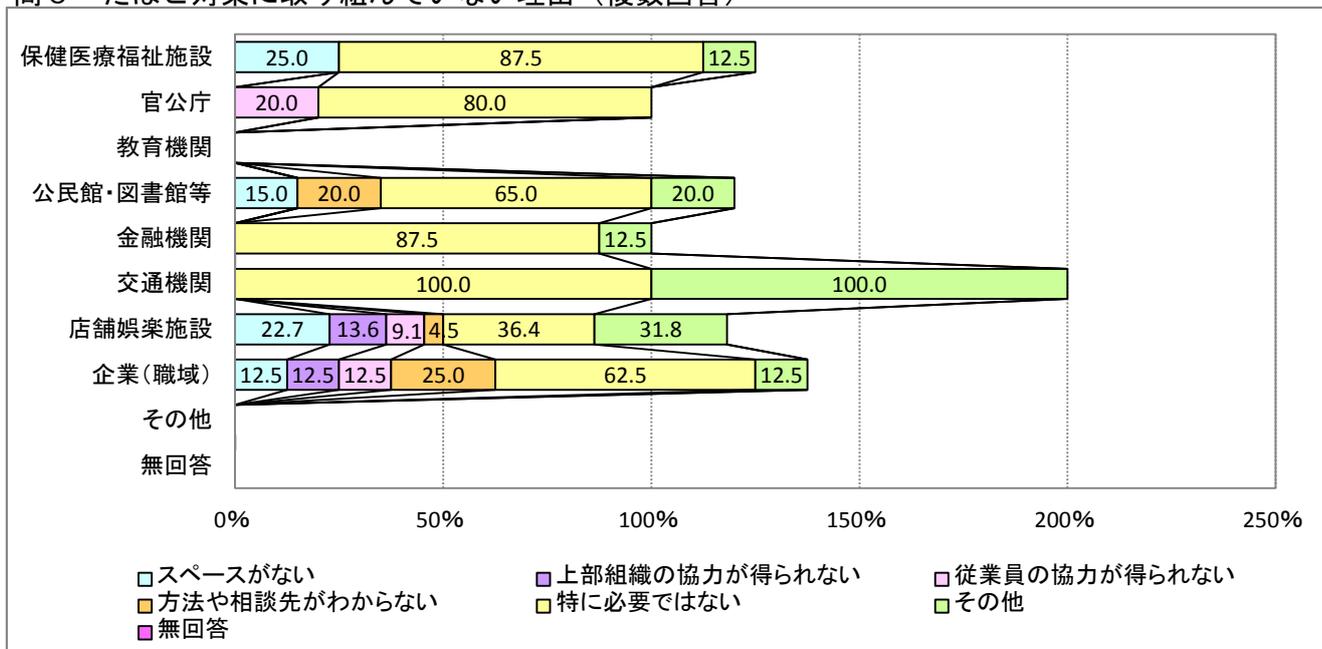
問5 たばこ対策の取り組み状況



4. たばこ対策に取り組んでいない理由

たばこ対策に「取り組んでいない」と回答した72施設に、その理由を聞いたところ、いずれの施設も「特に必要ではない」が最も高かった。

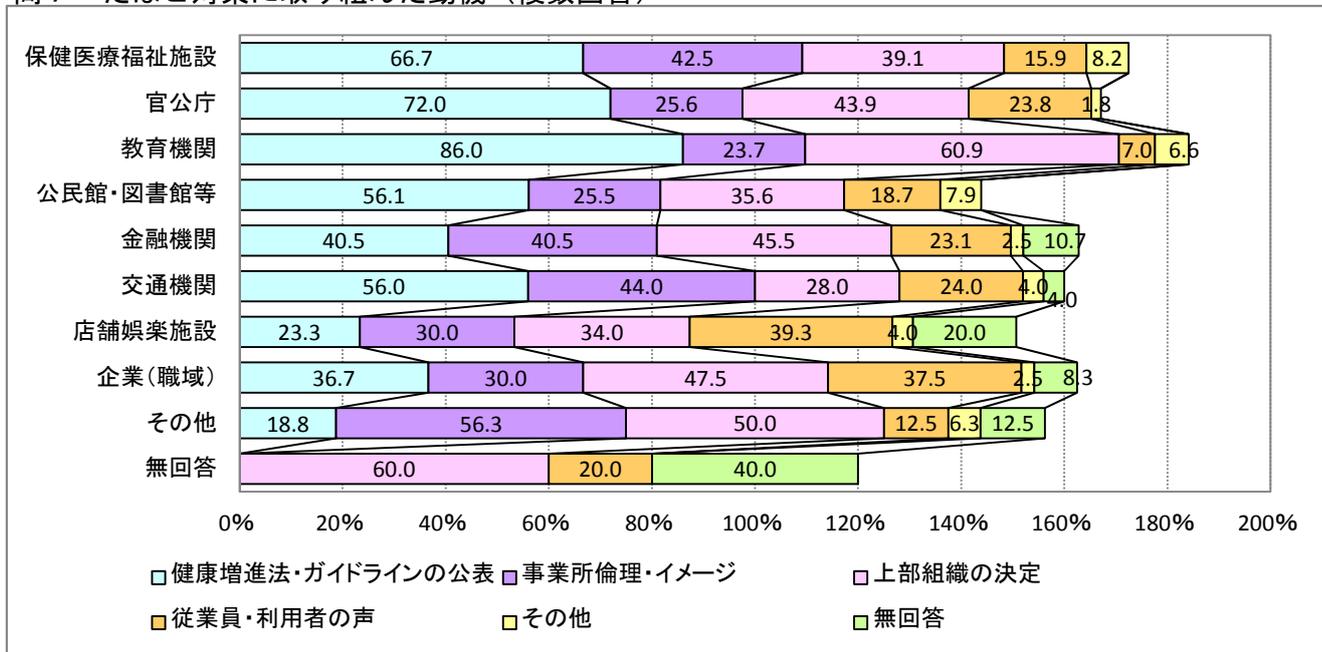
問6 たばこ対策に取り組んでいない理由（複数回答）



5. たばこ対策に取り組んだ動機

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した1559施設に、たばこ対策に取り組んだ動機を聞いたところ、教育機関、官公庁、保健医療福祉施設、公民館・図書館等、交通機関においては、「健康増進法やガイドラインの公表」が最も高く、金融機関、企業（職域）においては「上部組織の決定」、店舗娯楽施設では、「従業員・利用者の声」が最も高かった。

問7 たばこ対策に取り組んだ動機（複数回答）



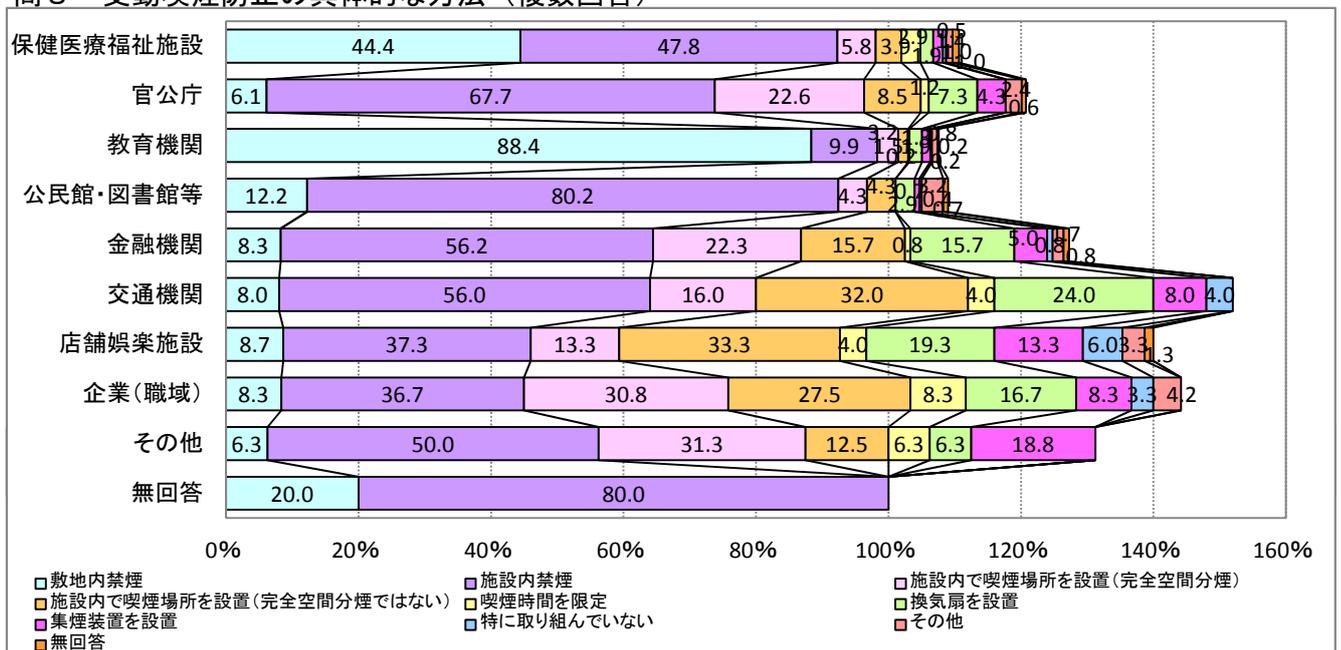
6. 受動喫煙防止の具体的な方法

- ・「敷地内禁煙」は、教育機関(88.4%)が最も高く、次いで保健医療福祉施設(44.4%)であった。
- ・「施設内禁煙」は、公民館・図書館等(80.2%)が最も高く、次いで官公庁(67.7%)、金融機関(56.2%)、交通機関(56.0%)の順であった。
- ・教育機関を除く全ての施設で、受動喫煙防止の方法として「施設内禁煙」が最も高かった。

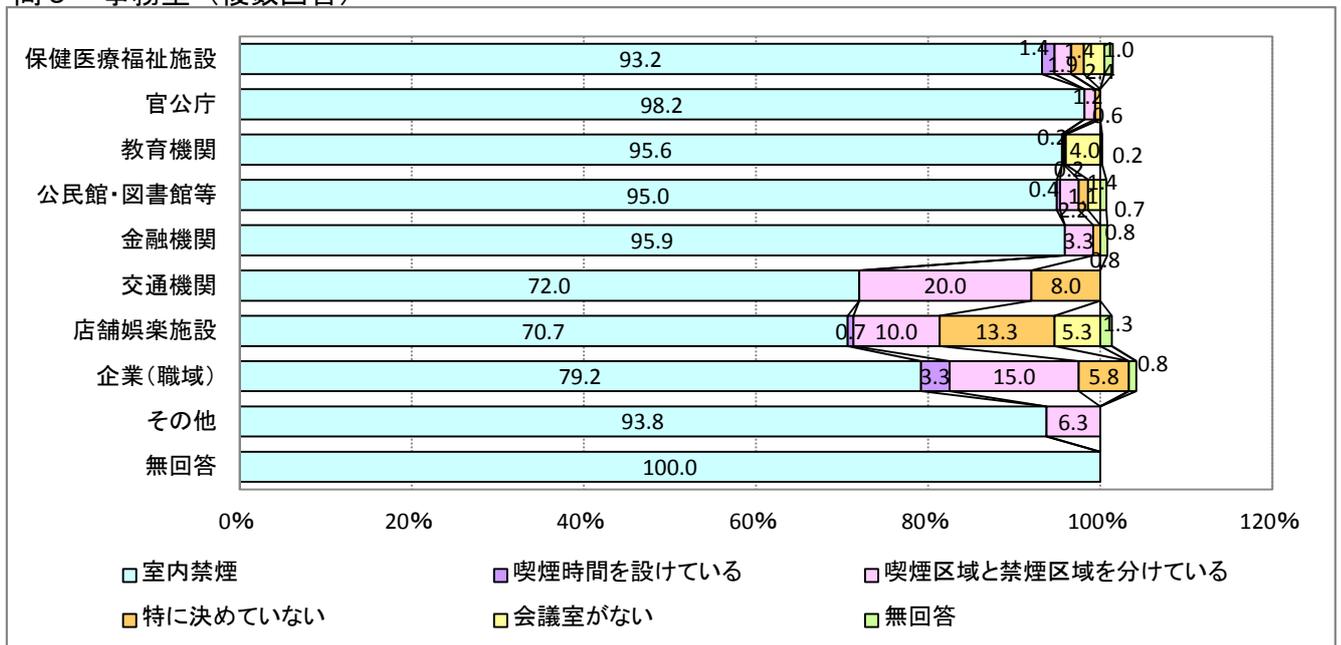
場所別の取り組みは、

- ・「事務室」は、交通機関、店舗娯楽施設、企業(職域)を除く全ての施設で「室内禁煙」が90%以上と高かった。
- ・「会議室」は、店舗娯楽施設を除く全ての施設で「室内禁煙」が80%以上と高かった。
- ・「待合室、ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域」は、店舗娯楽施設、交通機関、その他で「喫煙区域と禁煙区域を分けている」の割合が、他の施設より高かった。

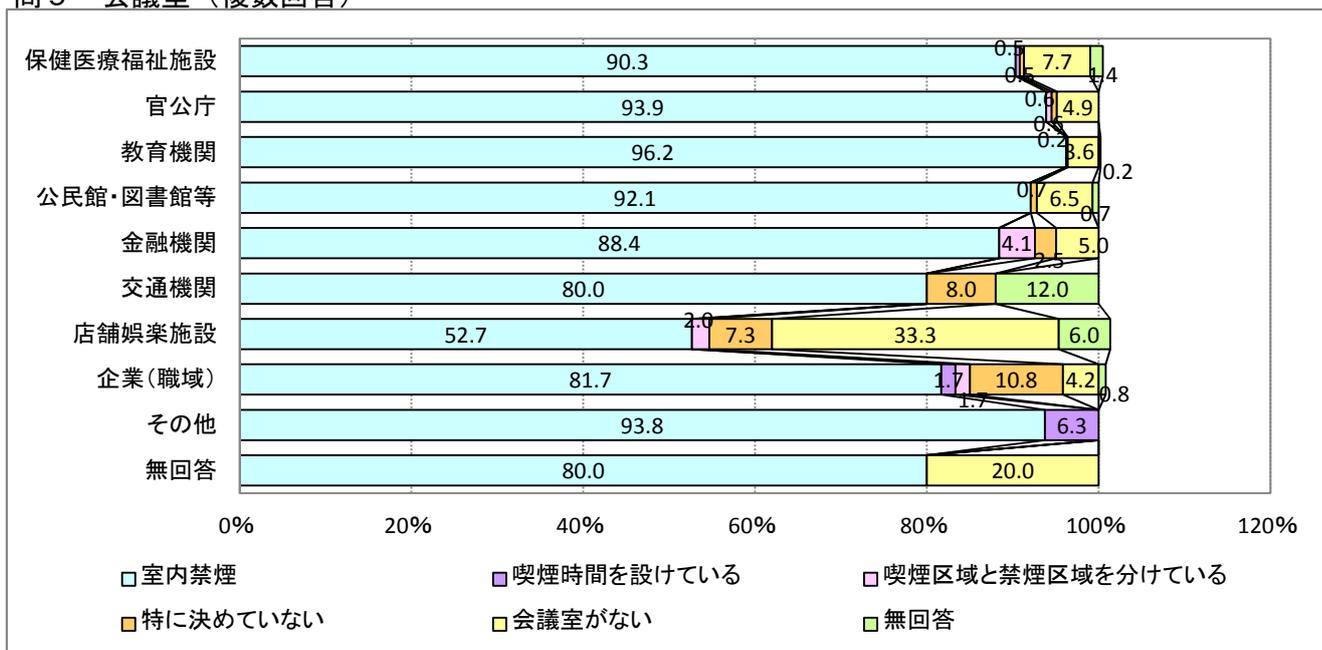
問8 受動喫煙防止の具体的な方法（複数回答）



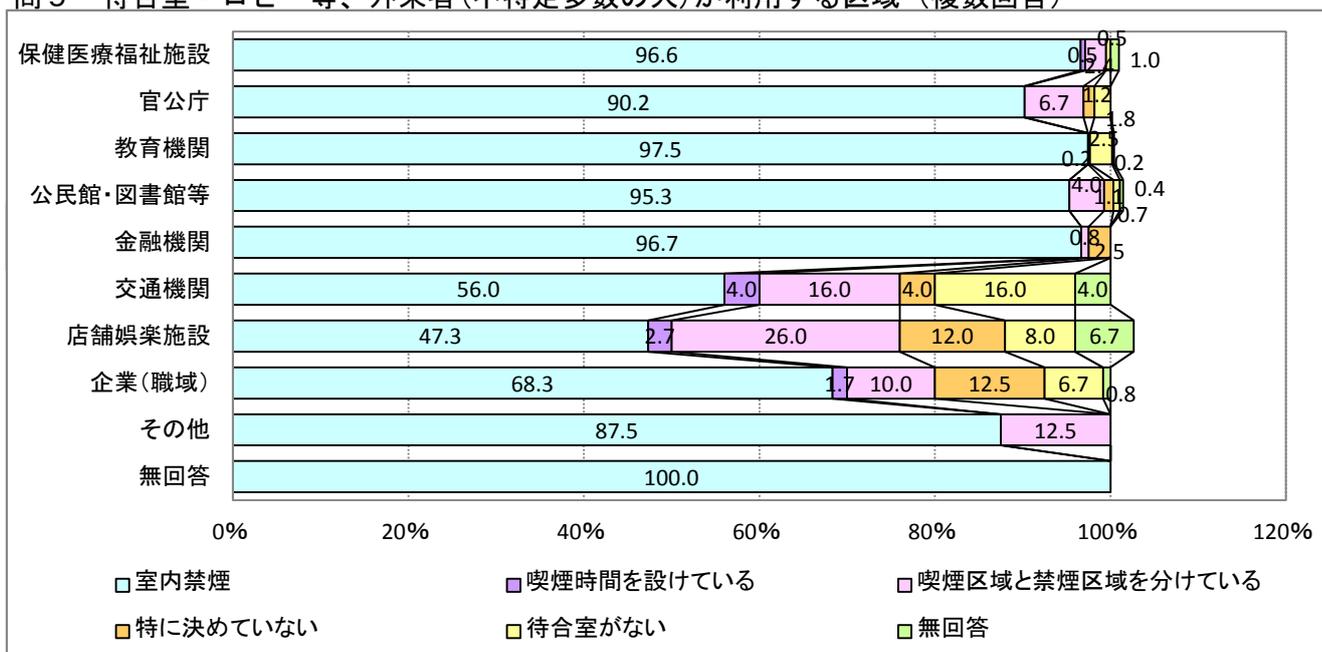
問9 事務室（複数回答）



問9 会議室（複数回答）



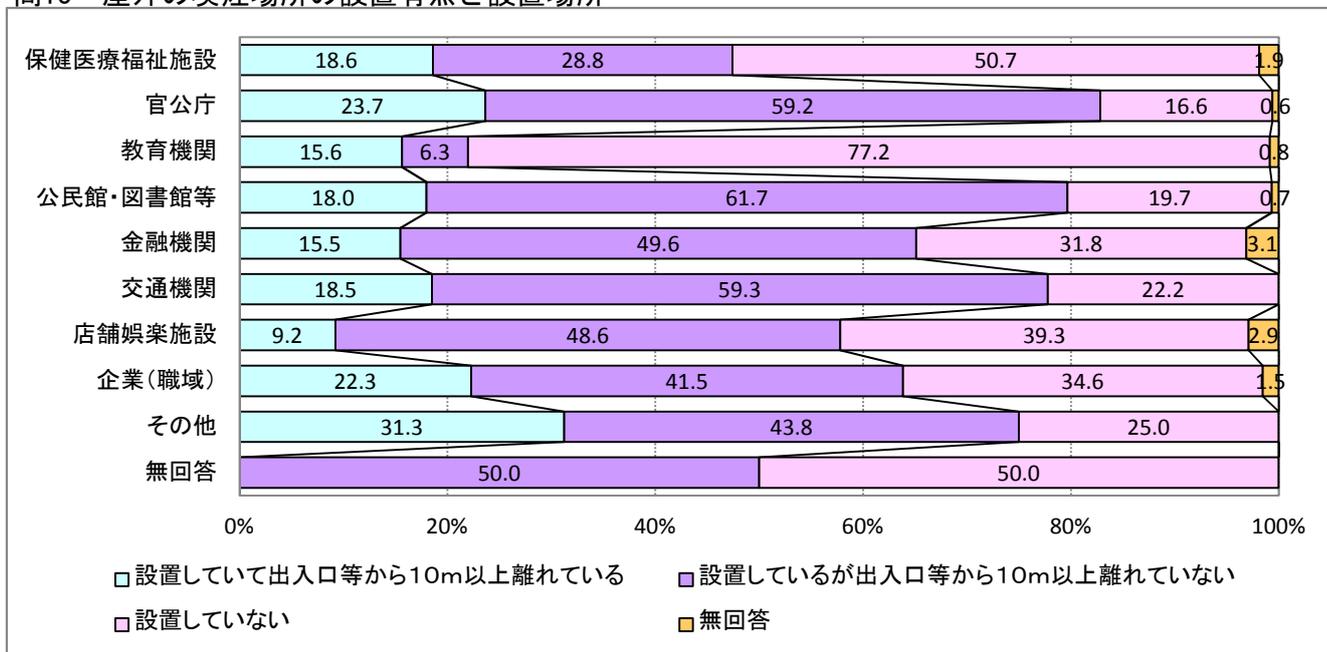
問9 待合室・ロビー等、外来者（不特定多数の人）が利用する区域（複数回答）



7. 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所

- ・「屋外に喫煙場所を設置している」と回答した施設は、官公庁(82.9%)が最も高く、次いで公民館・図書館等(79.7%)、交通機関(77.8%)、その他(75.1%)であった。
- ・「設置していて出入口等から10m以上離れている」と回答した施設は、その他(31.3%)が最も高く、次いで、官公庁(23.7%)、企業(職域)(22.3%)であった。

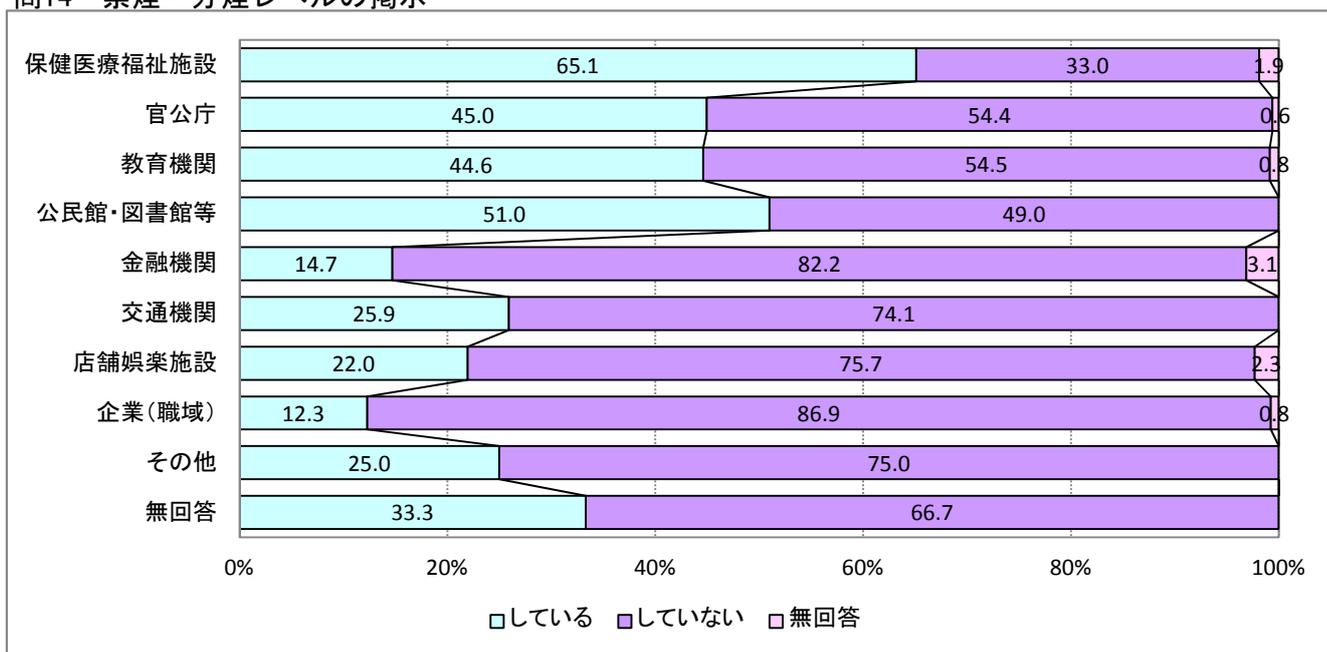
問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所



8. 禁煙・分煙レベルに応じた標示の掲示

禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所に「掲示している」と回答した施設は保健医療福祉施設(65.1%)が最も高く、次いで公民館・図書館等(51.0%)、官公庁(45.0%)、教育機関(44.6%)であった。

問14 禁煙・分煙レベルの掲示

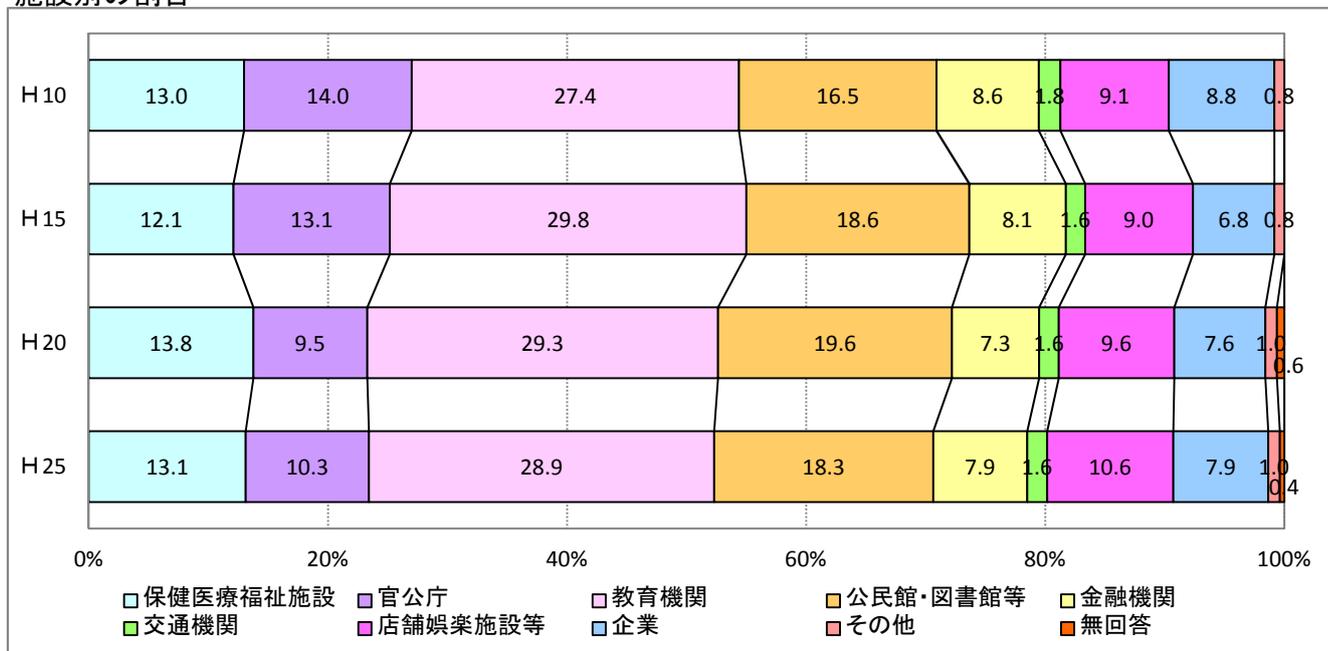


V. 調査結果の概要（年度別推移－H10・H15・H20・H25－）

1. 回答施設の状況

施設別の割合では、調査年により多少の増減はあるが、全体では大きな差はなかった。

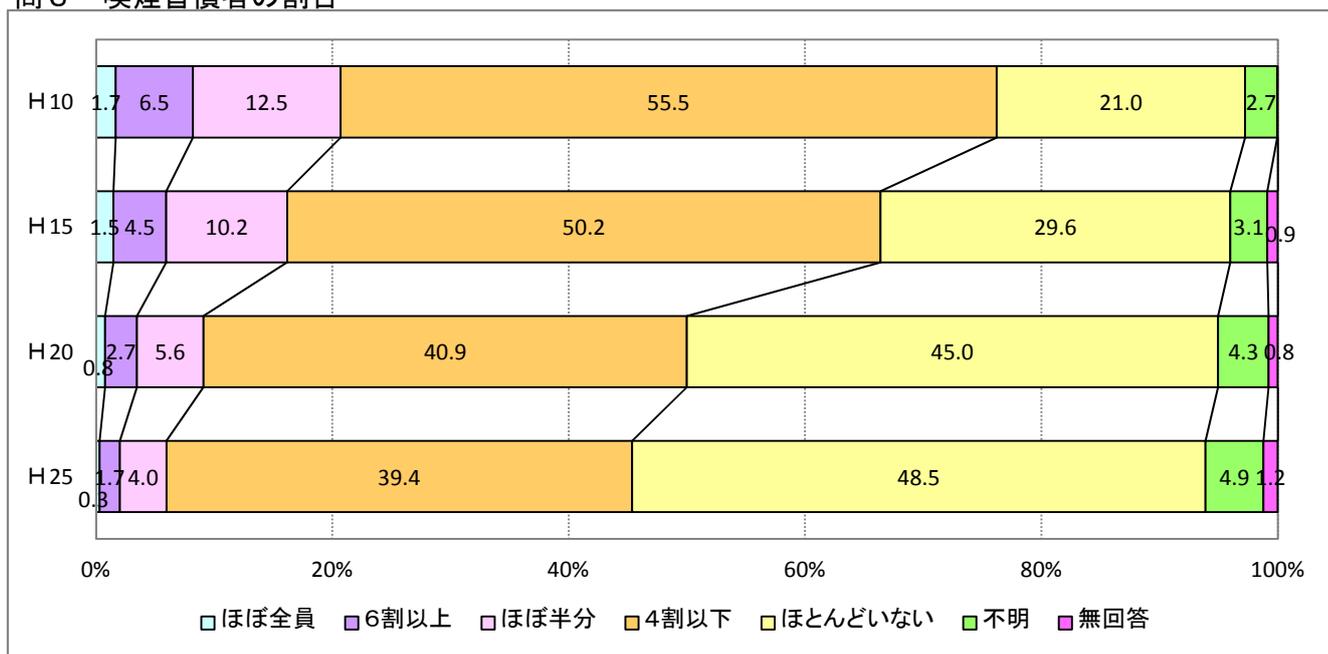
施設別の割合



2. 喫煙習慣者の割合

喫煙習慣者は、「ほぼ全員」「6割以上」「ほぼ半分」「4割以下」が年々減少傾向にあり、一方で「ほとんどいない」が、年々増加傾向である。

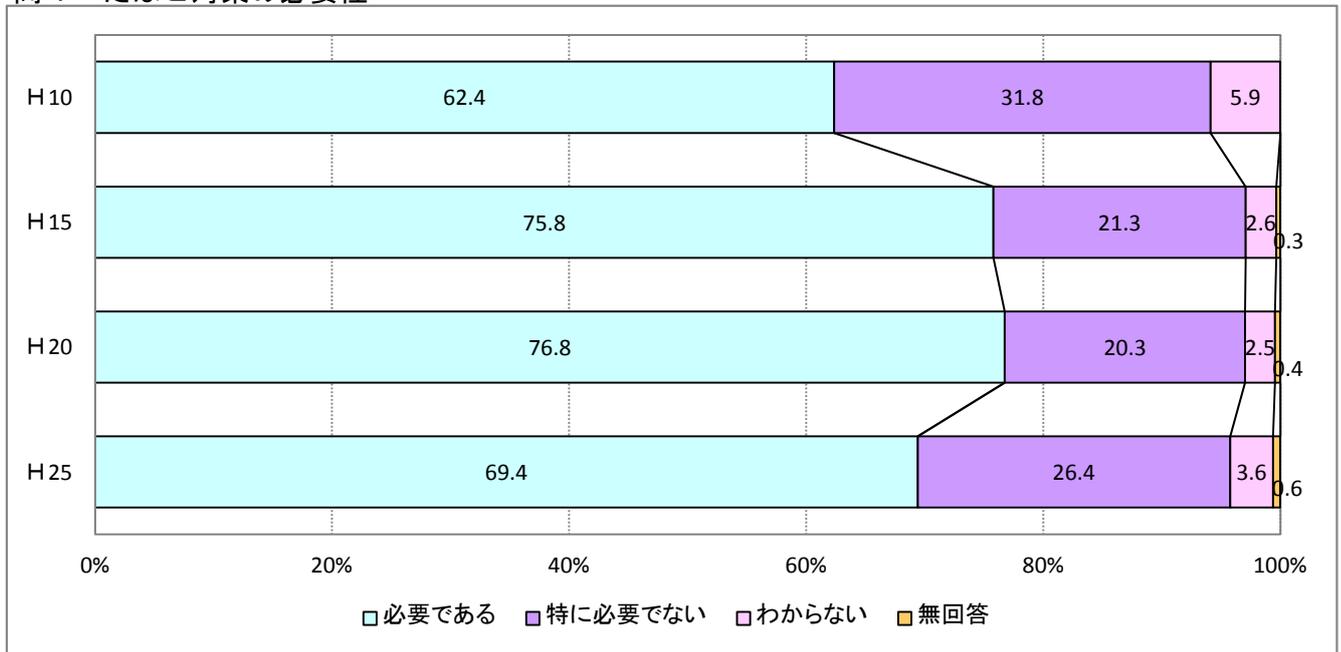
問3 喫煙習慣者の割合



3. たばこ対策の必要性

たばこ対策が「必要である」と回答した施設は、60%台～70%台で推移している。

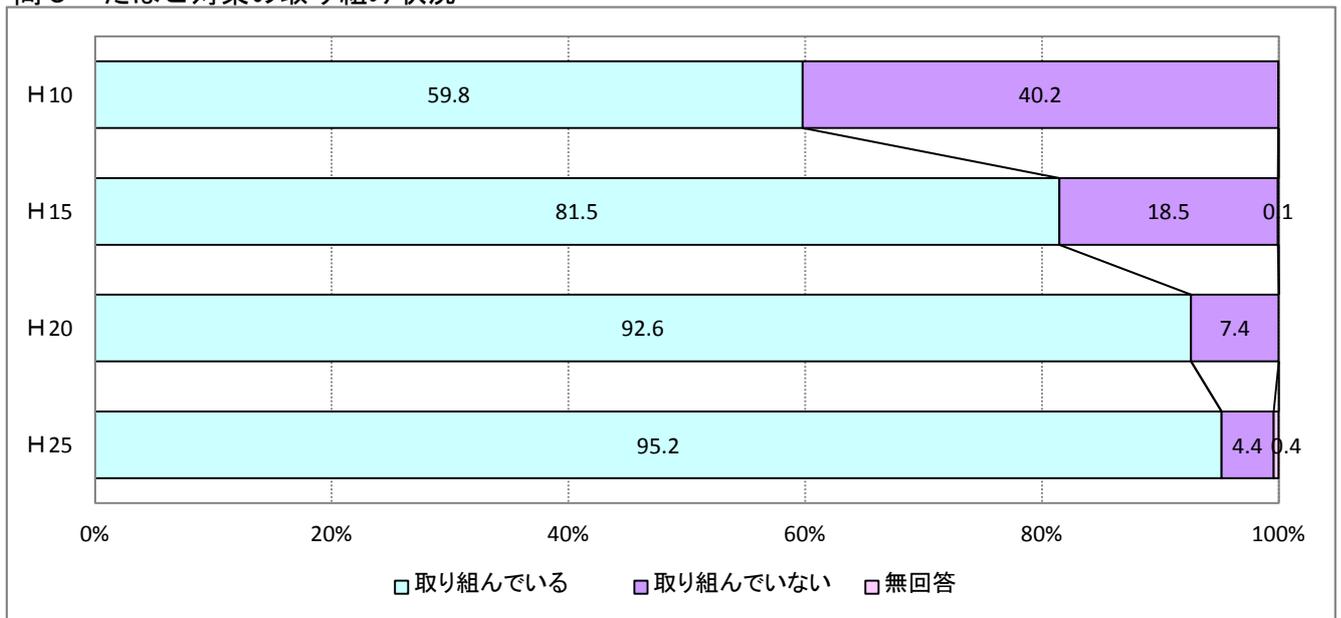
問4 たばこ対策の必要性



4. たばこ対策の取り組み状況

たばこ対策に「取り組んでいる」と回答した施設は、年々増加傾向である。

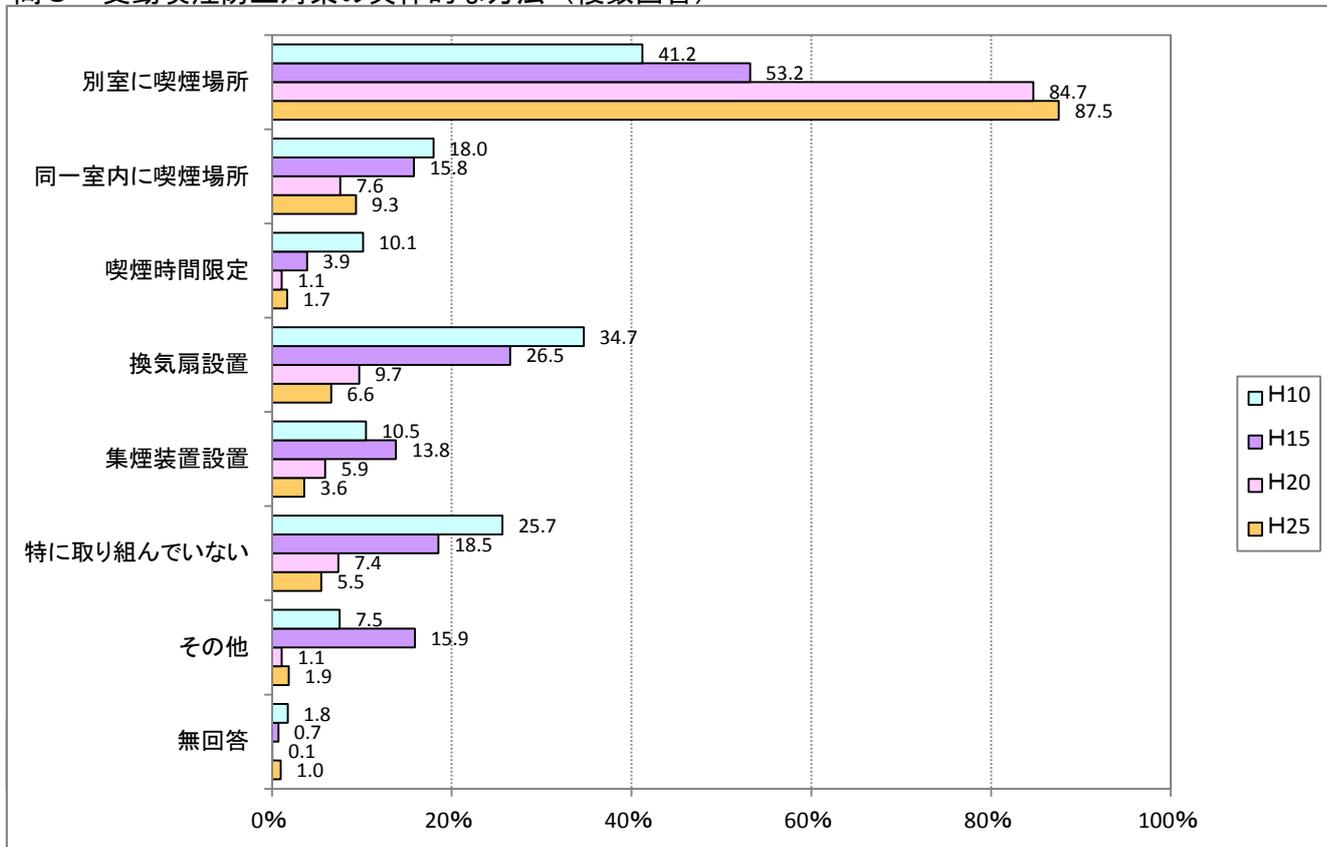
問5 たばこ対策の取り組み状況



5. 受動喫煙防止対策の具体的な方法

- ・受動喫煙防止の具体的な方法は、「別室に喫煙場所を設定」が、年々増加傾向である。
- ・場所別の取り組みでは、「事務室」「会議室」「待合室」のいずれの場所も、「室内禁煙」が、年々増加傾向である。
- ・H20とH25との比較においては、「敷地内禁煙」が増加している。

問8 受動喫煙防止対策の具体的な方法（複数回答）

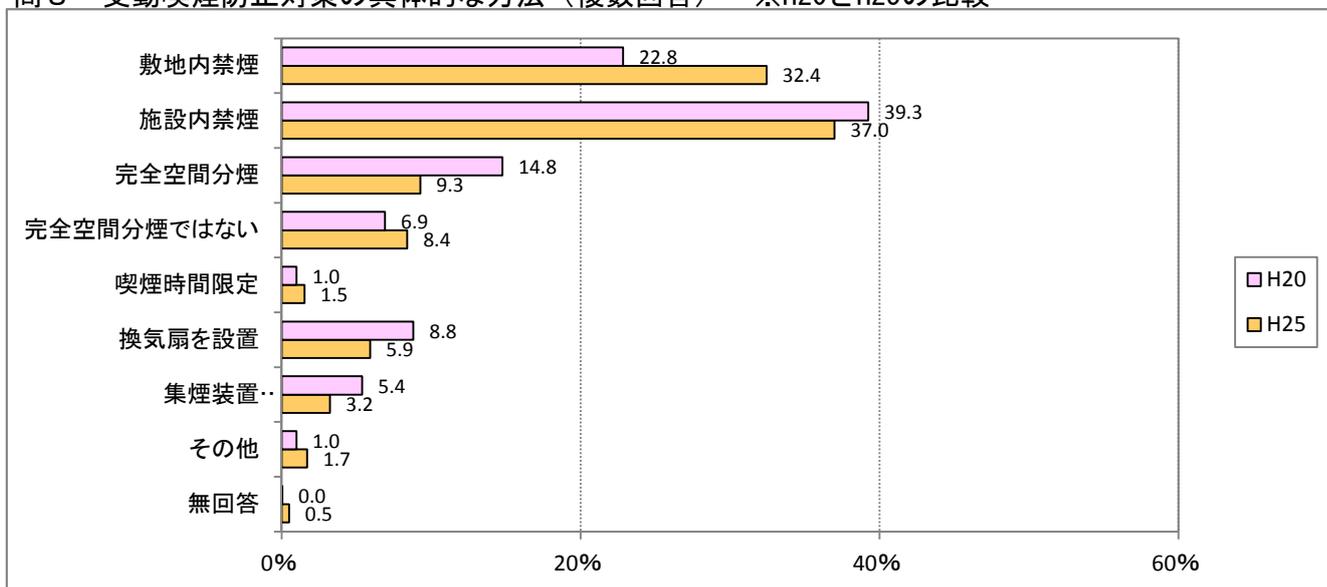


* H20・25調査結果について、H10と比較するため「敷地内禁煙」+「施設内禁煙」+「喫煙室設置（完全空間分煙）」を「別室に喫煙場所」とした

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「取り組んでいない」と回答した施設を「特に取り組んでいない」に加算して算出

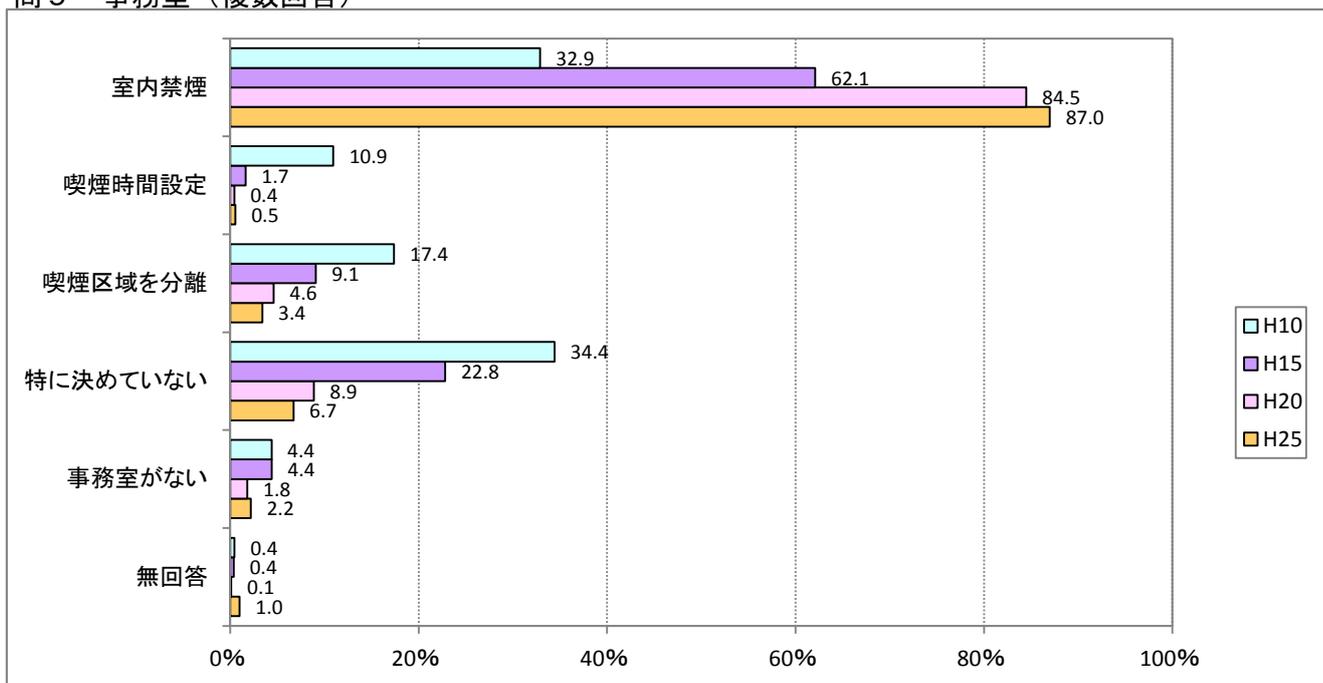
* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「無回答」と回答した施設を「無回答」に加算して算出

問8 受動喫煙防止対策の具体的な方法（複数回答） ※H20とH25の比較



* H20から、回答の選択肢の内容を一部変更したので、同様の内容で実施したH25と、新たな選択肢（内容）で比較した

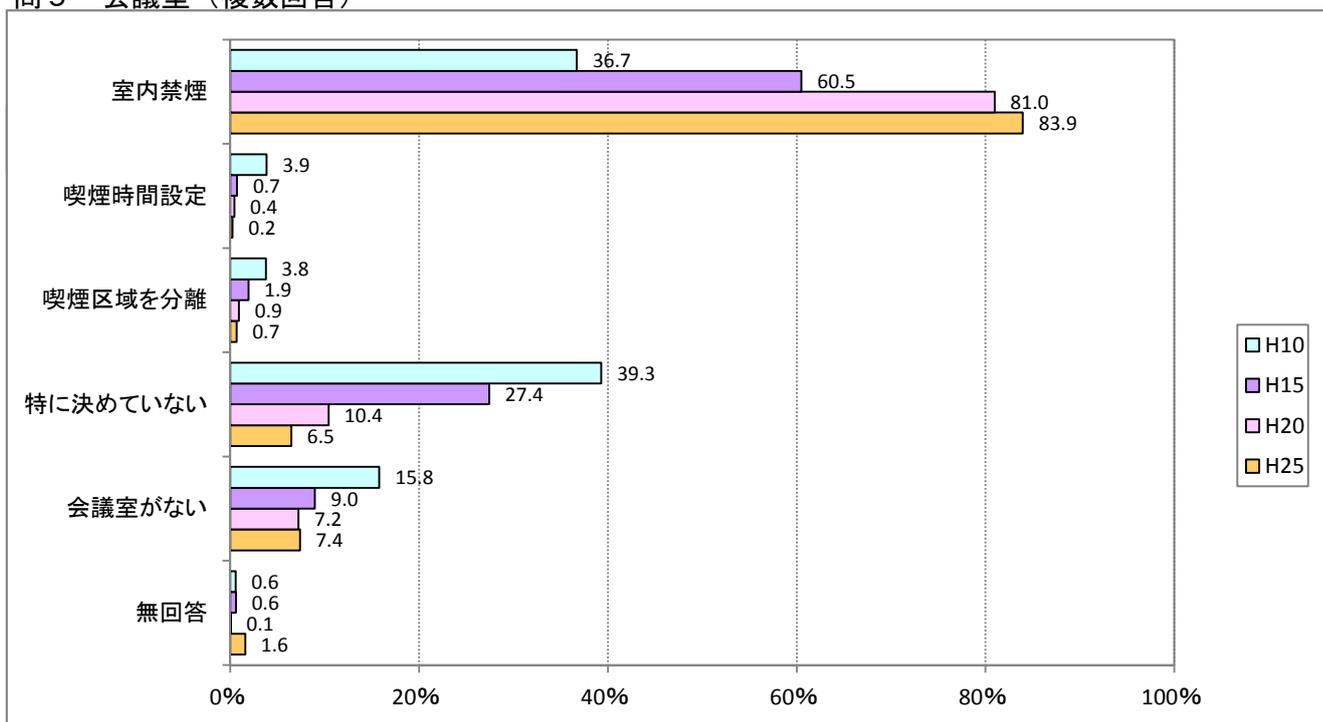
問9 事務室（複数回答）



* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「取り組んでいない」と回答した施設を「特に決めていない」に加算して算出

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「無回答」と回答した施設を「無回答」に加算して算出

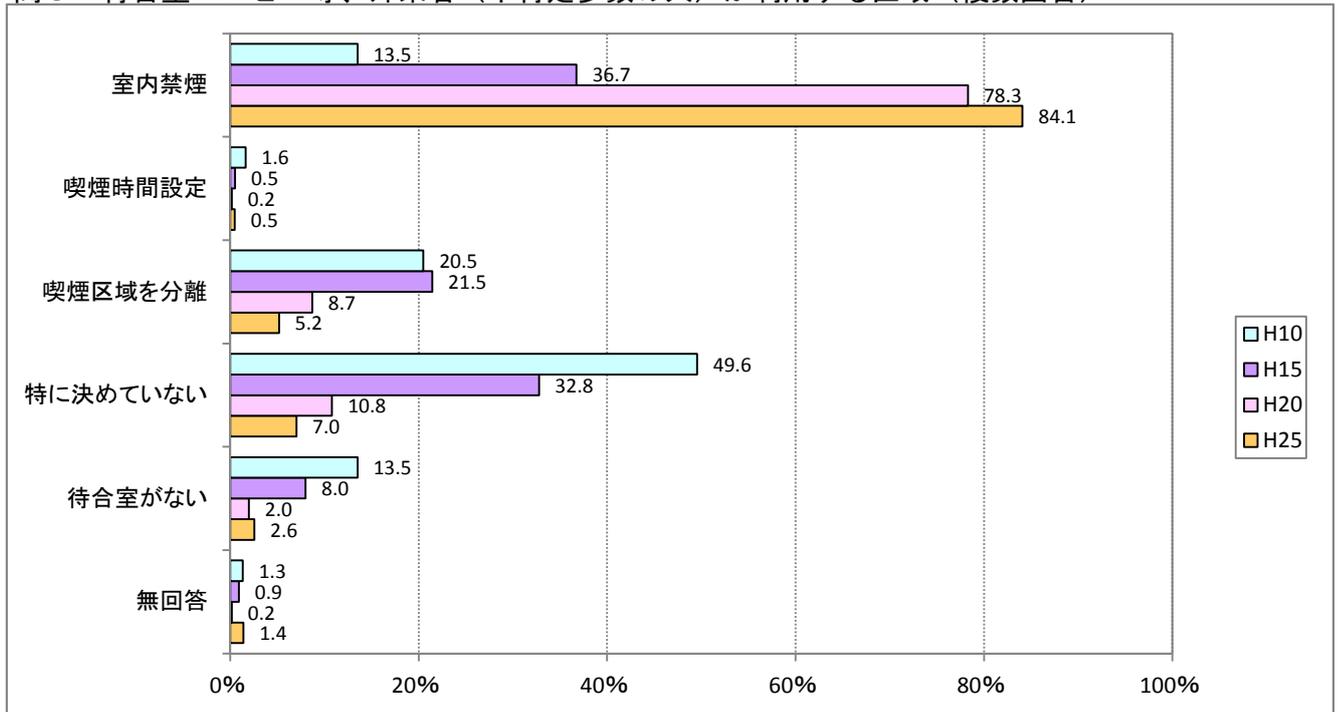
問9 会議室（複数回答）



* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「取り組んでいない」と回答した施設を「特に決めていない」に加算して算出

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「無回答」と回答した施設を「無回答」に加算して算出

問9 待合室・ロビー等、外来者（不特定多数の人）が利用する区域（複数回答）



* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「取り組んでいない」と回答した施設を「特に決めていない」に加算して算出

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「無回答」と回答した施設を「無回答」に加算して算出

VI. 数値表

・数値表に掲載している数値は四捨五入のため、内訳合計が総数と合わないことがある。

1 全体

施設別

	数	%
保健医療福祉施設	215	13.1
官公庁	169	10.3
教育機関	473	28.9
公民館・図書館等	300	18.3
金融機関	129	7.9
交通機関	27	1.6
店舗娯楽施設	173	10.6
企業・職域	130	7.9
その他	16	1.0
無回答	6	0.4
合計	1638	100.0

問1 貴施設の従業員数について、あてはまるものをお答えください。

	数	%
10人未満	531	32.4
10人～49人	721	44.0
50人～99人	183	11.2
100人～299人	134	8.2
300人～999人	49	3.0
1,000人以上	7	0.4
無回答	13	0.8
合計	1638	100.0

問2 貴施設の従業員の男女比について、あてはまるものをお答えください。

	数	%
ほぼ全員男性	138	8.4
6割以上が男性	400	24.4
ほぼ半々	357	21.8
6割以上が女性	549	33.5
ほぼ全員女性	175	10.7
無回答	19	1.2
合計	1638	100.0

問3 貴施設の従業員のうち、喫煙習慣のある方はどれくらいですか。

	数	%
ほぼ全員	5	0.3
6割以上	28	1.7
ほぼ半分	65	4.0
4割以下	645	39.4
ほとんどいない	795	48.5
不明	80	4.9
無回答	20	1.2
合計	1638	100.0

* 問3の7の「調査した」を選択した施設については、実際の喫煙率に相当する選択肢1～5に加算した。

問4 貴施設におけるたばこ対策の必要性について、施設としてのお考えをお聞かせください。

	数	%
必要である	1137	69.4
特に必要ではない	432	26.4
わからない	59	3.6
無回答	10	0.6
合計	1638	100.0

問5 貴施設におけるたばこ対策の取り組み状況はいかがですか。

	数	%
取り組んでいる	1559	95.2
取り組んでいない	72	4.4
無回答	7	0.4
合計	1638	100.0

問6 問5で「2）取り組んでいない」と回答した方におたずねします。
その理由はなぜですか。(いくつでも可)

	数	%
スペースがない	11	15.3
上部組織の協力が得られない	4	5.6
従業員の協力が得られない	4	5.6
方法や相談先がわからない	7	9.7
特に必要ではない	45	62.5
その他	15	20.8
無回答	0	0.0
合計	86	

* %の分母は、問5で「対策に取り組んでいない」と回答した72施設

問7 貴施設で、たばこ対策に取り組んだ動機をお答えください。(いくつでも可)

	数	%
健康増進法・ガイドラインの公表	964	61.8
事業所倫理・イメージ	463	29.7
上部組織の決定	721	46.2
従業員・利用者の声	298	19.1
その他	87	5.6
無回答	58	3.7
合計	2591	

* %の分母は、問5で「対策に取り組んでいる」と回答した1,559施設

問8 貴施設のたばこ対策における受動喫煙防止の具体的な方法についてお答えください。(いくつでも可)

	数	%
敷地内禁煙	591	37.9
施設内禁煙で喫煙場所を建物外に設置	674	43.2
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙)	169	10.8
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙ではない)	153	9.8
喫煙時間を限定	28	1.8
換気扇を設置	108	6.9
集煙装置を設置	59	3.8
特に受動喫煙防止対策は取り組んでいない	18	1.2
その他	31	2.0
無回答	9	0.6
合計	1840	

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した1,559施設

問9 貴施設の下記の場所でのたばこ対策の取り組み状況をお答えください。

◆事務室(従業員が大半を過ごす場所)

	数	%
室内禁煙	1425	91.4
喫煙時間を設けている	9	0.6
喫煙区域と禁煙区域を分けている	56	3.6
特に決めていない	38	2.4
事務室がない	36	2.3
無回答	9	0.6
合計	1573	

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した1,559施設

◆会議室

	数	%
室内禁煙	1375	88.2
喫煙時間を設けている	4	0.3
喫煙区域と禁煙区域を分けている	11	0.7
特に決めていない	34	2.2
会議室がない	121	7.8
無回答	19	1.2
合計	1564	

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した1,559施設

◆待合室・ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域

	数	%
室内禁煙	1377	88.3
喫煙時間を設けている	8	0.5
喫煙区域と禁煙区域を分けている	85	5.5
特に決めていない	43	2.8
外来者の利用区域がない	42	2.7
無回答	16	1.0
合計	1571	

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した1,559施設

問10 貴施設のたばこ対策で、喫煙者への禁煙支援の取り組み状況をお答えください。(いくつでも可)

	数	%
たばこの害の普及啓発	570	36.6
禁煙を達成するための支援	105	6.7
禁煙補助薬の費用補助	16	1.0
禁煙達成者との仲間づくり	55	3.5
専門家、関係機関からの支援	70	4.5
その他	60	3.8
特に取り組んでいない	848	54.4
無回答	45	2.9
合計	1769	

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した1,559施設

問11 山口県で平成18年から実施している「やまぐち健康応援団」についておたずねします。

◆この制度を知っていましたか。

	数	%
知っていた	613	37.4
知らなかった	1013	61.8
無回答	12	0.7
合計	1638	100.0

◆たばこ対策の実施により、この制度へ登録していますか。

	数	%
登録している	114	18.6
登録していない	499	81.4
無回答	0	0.0
合計	613	100.0

問12 山口県たばこ対策ガイドライン(改定)では、受動喫煙防止対策の取組として、屋外喫煙場所設置の際、「10mルール」を設定しています。たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響をおよぼすことから、屋外に喫煙場所を設定する場合は、通路・出入口・子供のいる空間からおおむね10m以上離すことが必要というものです。そこでおたずねします。

	数	%
「10mルール」の言葉も意味も知っていた	414	25.3
言葉は知っていた	332	20.3
言葉も意味も知らなかった	854	52.1
無回答	38	2.3
合計	1638	100.0

問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所についておたずねします。

	数	%
設置していて出入口等から10m以上離れている	283	17.3
設置しているが出入口等から10m以上離れていない	605	36.9
設置していない	728	44.4
無回答	22	1.3
合計	1638	100.0

問14 禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に掲示していますか。

	数	%
している	666	40.7
していない	954	58.2
無回答	18	1.1
合計	1638	100.0

問15 健康増進法の施行により、多数の方が利用される施設(職場や学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店など)の管理者は、利用者が他人の煙を吸うこと(受動喫煙)を防ぐために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされています。そこでおたずねします。

	数	%
受動喫煙の防止について法律(健康増進法)に規定されたことを知っていた	1248	76.2
知らなかった	378	23.1
無回答	12	0.7
合計	1638	100.0

【問3×問5:喫煙習慣者とたばこ対策の取り組みの関係】

(喫煙習慣者の割合)	取り組んでいる		取り組んでいない		無回答	
	数	%	数	%	数	%
ほぼ全員	5	0.3	0	0.0	0	0.0
6割以上	25	1.6	3	4.2	0	0.0
ほぼ半々	61	3.9	4	5.6	0	0.0
4割以下	625	40.1	20	27.8	0	0.0
ほとんどいない	750	48.1	44	61.1	1	14.3
不明	80	5.1	0	0.0	0	0.0
無回答	13	0.8	1	1.4	6	85.7
合計	1559	100.0	72	100.0	7	100.0

(喫煙習慣者の割合)	取り組んでいる		取り組んでいない		無回答		合計	
	数	%	数	%	数	%	数	%
ほぼ全員	5	100.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0
6割以上	25	89.3	3	10.7	0	0.0	28	100.0
ほぼ半々	61	93.8	4	6.2	0	0.0	65	100.0
4割以下	625	96.9	20	3.1	0	0.0	645	100.0
ほとんどいない	750	94.3	44	5.5	1	0.1	795	100.0
不明	80	100.0	0	0.0	0	0.0	80	100.0
無回答	13	65.0	1	5.0	6	30.0	20	100.0

【問4×問5:たばこ対策の必要性和取り組みの関係】

(たばこ対策の必要性)	取り組んでいる		取り組んでいない		無回答	
	数	%	数	%	数	%
必要である	1121	71.9	16	22.2	0	0.0
特に必要ではない	383	24.6	49	68.1	0	0.0
わからない	52	3.3	7	9.7	0	0.0
無回答	3	0.2	0	0.0	7	100.0
合計	1559	100.0	72	100.0	7	100.0

(たばこ対策の必要性)	取り組んでいる		取り組んでいない		無回答		合計	
	数	%	数	%	数	%	数	%
必要である	1121	98.6	16	1.4	0	0.0	1137	100.0
特に必要ではない	383	88.7	49	11.3	0	0.0	432	100.0
わからない	52	88.1	7	11.9	0	0.0	59	100.0
無回答	3	30.0	0	0.0	7	70.0	10	100.0

【問4×問5×問6:たばこ対策が必要と考えているが、対策に取り組んでいない理由】

(対策に取り組まない理由)	数	%
スペースがない	4	25.0
上部組織の協力が得られない	2	12.5
従業員の協力が得られない	3	18.8
方法や相談先がわからない	5	31.3
特に必要ではない	5	31.3
その他	2	12.5
合計	21	

*%の分母は、必要と考えているが、対策に「取り組んでいない」16施設

【問12×問13:10mルールの認知度と屋外喫煙場所の設置の有無と場所の関係】

(認知度)	出入口等から10m以上 離れている		出入口等から10m以上 離れていない		設置していない		無回答	
	数	%	数	%	数	%	数	%
言葉も意味も知っている	117	41.3	104	17.2	191	26.2	2	9.1
言葉は知っていた	59	20.8	116	19.2	153	21.0	4	18.2
言葉も意味も知らなかった	103	36.4	373	61.7	373	51.2	5	22.7
無回答	4	1.4	12	2.0	11	1.5	11	50.0
合計	283	100.0	605	100.0	728	100.0	22	100.0

(認知度)	出入口等から10m以上 離れている		出入口等から10m以上 離れていない		設置していない		無回答		合計	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
言葉も意味も知っている	117	28.3	104	25.1	191	46.1	2	0.5	414	100.0
言葉は知っていた	59	17.8	116	34.9	153	46.1	4	1.2	332	100.0
言葉も意味も知らなかった	103	12.1	373	43.7	373	43.7	5	0.6	854	100.0
無回答	4	10.5	12	31.6	11	28.9	11	28.9	38	100.0

2 施設別

※施設分類は、番号で表示。詳細はP2のとおり。

問3 貴施設の従業員のうち、喫煙習慣のある方はどれくらいですか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
ほぼ全員	0	0	0	1	1	0	2	1	0	0	5
6割以上	0	1	0	3	4	7	4	9	0	0	28
ほぼ半分	3	8	0	13	10	4	11	16	0	0	65
4割以下	54	99	176	80	64	12	76	74	9	1	645
ほとんどいない	133	44	281	194	44	2	67	21	6	3	795
不明	25	15	14	2	5	1	10	6	1	1	80
無回答	0	2	2	7	1	1	3	3	0	1	20
合計	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1638

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
ほぼ全員	0.0	0.0	0.0	0.3	0.8	0.0	1.2	0.8	0.0	0.0	0.3
6割以上	0.0	0.6	0.0	1.0	3.1	25.9	2.3	6.9	0.0	0.0	1.7
ほぼ半分	1.4	4.7	0.0	4.3	7.8	14.8	6.4	12.3	0.0	0.0	4.0
4割以下	25.1	58.6	37.2	26.7	49.6	44.4	43.9	56.9	56.3	16.7	39.4
ほとんどいない	61.9	26.0	59.4	64.7	34.1	7.4	38.7	16.2	37.5	50.0	48.5
不明	11.6	8.9	3.0	0.7	3.9	3.7	5.8	4.6	6.3	16.7	4.9
無回答	0.0	1.2	0.4	2.3	0.8	3.7	1.7	2.3	0.0	16.7	1.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問4 貴施設におけるたばこ対策の必要性について、施設としてのお考えをお聞かせください。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
必要である	170	134	300	220	78	19	115	87	12	2	1137
特に必要ではない	39	32	161	68	46	5	40	35	3	3	432
わからない	6	2	12	10	4	2	17	5	1	0	59
無回答	0	1	0	2	1	1	1	3	0	1	10
合計	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1638

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
必要である	79.1	79.3	63.4	73.3	60.5	70.4	66.5	66.9	75.0	33.3	69.4
特に必要ではない	18.1	18.9	34.0	22.7	35.7	18.5	23.1	26.9	18.8	50.0	26.4
わからない	2.8	1.2	2.5	3.3	3.1	7.4	9.8	3.8	6.3	0.0	3.6
無回答	0.0	0.6	0.0	0.7	0.8	3.7	0.6	2.3	0.0	16.7	0.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問5 貴施設におけるたばこ対策の取り組み状況はいかがですか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
取り組んでいる	207	164	473	278	121	25	150	120	16	5	1559
取り組んでいない	8	5	0	20	8	1	22	8	0	0	72
無回答	0	0	0	2	0	1	1	2	0	1	7
合計	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1638

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
取り組んでいる	96.3	97.0	100.0	92.7	93.8	92.6	86.7	92.3	100.0	83.3	95.2
取り組んでいない	3.7	3.0	0.0	6.7	6.2	3.7	12.7	6.2	0.0	0.0	4.4
無回答	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	3.7	0.6	1.5	0.0	16.7	0.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問6 問5で「2)取り組んでいない」と回答した方におたずねします。

その理由はなぜですか。(いくつでも可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
スペースがない	2	0	0	3	0	0	5	1	0	0	11
上部組織の協力が得られない	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	4
従業員の協力が得られない	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	4
方法や相談先がわからない	0	0	0	4	0	0	1	2	0	0	7
特に必要ではない	7	4	0	13	7	1	8	5	0	0	45
その他	1	0	0	4	1	1	7	1	0	0	15
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計(回答数)	10	5	0	24	8	2	26	11	0	0	86
計(施設数)	8	5	0	20	8	1	22	8	0	0	72

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
スペースがない	25.0	0.0	-	15.0	0.0	0.0	22.7	12.5	-	-	15.3
上部組織の協力が得られない	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	13.6	12.5	-	-	5.6
従業員の協力が得られない	0.0	20.0	-	0.0	0.0	0.0	9.1	12.5	-	-	5.6
方法や相談先がわからない	0.0	0.0	-	20.0	0.0	0.0	4.5	25.0	-	-	9.7
特に必要ではない	87.5	80.0	-	65.0	87.5	100.0	36.4	62.5	-	-	62.5
その他	12.5	0.0	-	20.0	12.5	100.0	31.8	12.5	-	-	20.8
無回答	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	0.0

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいない」と回答した各施設数

問7 貴施設で、たばこ対策に取り組んだ動機をお答えください。(いくつでも可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
健康増進法・ガイドラインの公表	138	118	407	156	49	14	35	44	3	0	964
事業所倫理・イメージ	88	42	112	71	49	11	45	36	9	0	463
上部組織の決定	81	72	288	99	55	7	51	57	8	3	721
従業員・利用者の声	33	39	33	52	28	6	59	45	2	1	298
その他	17	3	31	22	3	1	6	3	1	0	87
無回答	0	0	0	0	13	1	30	10	2	2	58
計(回答数)	357	274	871	400	197	40	226	195	25	6	2591
計(施設数)	207	164	473	278	121	25	150	120	16	5	1559

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
健康増進法・ガイドラインの公表	66.7	72.0	86.0	56.1	40.5	56.0	23.3	36.7	18.8	0.0	61.8
事業所倫理・イメージ	42.5	25.6	23.7	25.5	40.5	44.0	30.0	30.0	56.3	0.0	29.7
上部組織の決定	39.1	43.9	60.9	35.6	45.5	28.0	34.0	47.5	50.0	60.0	46.2
従業員・利用者の声	15.9	23.8	7.0	18.7	23.1	24.0	39.3	37.5	12.5	20.0	19.1
その他	8.2	1.8	6.6	7.9	2.5	4.0	4.0	2.5	6.3	0.0	5.6
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	10.7	4.0	20.0	8.3	12.5	40.0	3.7

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

問8 貴施設のたばこ対策における受動喫煙防止の具体的な方法についてお答えください。(いくつでも可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
敷地内禁煙	92	10	418	34	10	2	13	10	1	1	591
施設内禁煙で喫煙場所を建物外に設置	99	111	47	223	68	14	56	44	8	4	674
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙)	12	37	15	12	27	4	20	37	5	0	169
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙ではない)	8	14	7	12	19	8	50	33	2	0	153
喫煙時間を限定	6	2	1	0	1	1	6	10	1	0	28
換気扇を設置	4	12	9	8	19	6	29	20	1	0	108
集煙装置を設置	3	7	6	2	6	2	20	10	3	0	59
特に受動喫煙防止対策は取り組んでいない	1	0	1	1	1	1	9	4	0	0	18
その他	2	4	4	9	2	0	5	5	0	0	31
無回答	2	1	1	2	1	0	2	0	0	0	9
計(回答数)	229	198	509	303	154	38	210	173	21	5	1840
計(施設数)	207	164	473	278	121	25	150	120	16	5	1559

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
敷地内禁煙	44.4	6.1	88.4	12.2	8.3	8.0	8.7	8.3	6.3	20.0	37.9
施設内禁煙で喫煙場所を建物外に設置	47.8	67.7	9.9	80.2	56.2	56.0	37.3	36.7	50.0	80.0	43.2
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙)	5.8	22.6	3.2	4.3	22.3	16.0	13.3	30.8	31.3	0.0	10.8
施設内で喫煙場所を設置(完全空間分煙ではない)	3.9	8.5	1.5	4.3	15.7	32.0	33.3	27.5	12.5	0.0	9.8
喫煙時間を限定	2.9	1.2	0.2	0.0	0.8	4.0	4.0	8.3	6.3	0.0	1.8
換気扇を設置	1.9	7.3	1.9	2.9	15.7	24.0	19.3	16.7	6.3	0.0	6.9
集煙装置を設置	1.4	4.3	1.3	0.7	5.0	8.0	13.3	8.3	18.8	0.0	3.8
特に受動喫煙防止対策は取り組んでいない	0.5	0.0	0.2	0.4	0.8	4.0	6.0	3.3	0.0	0.0	1.2
その他	1.0	2.4	0.8	3.2	1.7	0.0	3.3	4.2	0.0	0.0	2.0
無回答	1.0	0.6	0.2	0.7	0.8	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.6

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

問9 貴施設の下記の場所でのたばこ対策の取り組み状況をお答えください。

◆事務室(従業員が大半を過ごす場所)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
室内禁煙	193	161	452	264	116	18	106	95	15	5	1425
喫煙時間を設けている	3	0	0	1	0	0	1	4	0	0	9
喫煙区域と禁煙区域を分けている	4	2	1	6	4	5	15	18	1	0	56
特に決めていない	3	1	1	3	1	2	20	7	0	0	38
事務室がない	5	0	19	4	0	0	8	0	0	0	36
無回答	2	0	1	2	1	0	2	1	0	0	9
計(回答数)	210	164	474	280	122	25	152	125	16	5	1573
計(施設数)	207	164	473	278	121	25	150	120	16	5	1559

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
室内禁煙	93.2	98.2	95.6	95.0	95.9	72.0	70.7	79.2	93.8	100.0	91.4
喫煙時間を設けている	1.4	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.7	3.3	0.0	0.0	0.6
喫煙区域と禁煙区域を分けている	1.9	1.2	0.2	2.2	3.3	20.0	10.0	15.0	6.3	0.0	3.6
特に決めていない	1.4	0.6	0.2	1.1	0.8	8.0	13.3	5.8	0.0	0.0	2.4
事務室がない	2.4	0.0	4.0	1.4	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	2.3
無回答	1.0	0.0	0.2	0.7	0.8	0.0	1.3	0.8	0.0	0.0	0.6

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

◆会議室

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
室内禁煙	187	154	455	256	107	20	79	98	15	4	1375
喫煙時間を設けている	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	4
喫煙区域と禁煙区域を分けている	0	1	0	0	5	0	3	2	0	0	11
特に決めていない	1	1	1	2	3	2	11	13	0	0	34
会議室がない	16	8	17	18	6	0	50	5	0	1	121
無回答	3	0	1	2	0	3	9	1	0	0	19
計(回答数)	208	164	474	278	121	25	152	121	16	5	1564
計(施設数)	207	164	473	278	121	25	150	120	16	5	1559

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
室内禁煙	90.3	93.9	96.2	92.1	88.4	80.0	52.7	81.7	93.8	80.0	88.2
喫煙時間を設けている	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	6.3	0.0	0.3
喫煙区域と禁煙区域を分けている	0.0	0.6	0.0	0.0	4.1	0.0	2.0	1.7	0.0	0.0	0.7
特に決めていない	0.5	0.6	0.2	0.7	2.5	8.0	7.3	10.8	0.0	0.0	2.2
会議室がない	7.7	4.9	3.6	6.5	5.0	0.0	33.3	4.2	0.0	20.0	7.8
無回答	1.4	0.0	0.2	0.7	0.0	12.0	6.0	0.8	0.0	0.0	1.2

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

◆待合室・ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
室内禁煙	200	148	461	265	117	14	71	82	14	5	1377
喫煙時間を設けている	1	0	0	0	0	1	4	2	0	0	8
喫煙区域と禁煙区域を分けている	5	11	0	11	1	4	39	12	2	0	85
特に決めていない	0	2	1	3	3	1	18	15	0	0	43
外来者の利用区域がない	1	3	12	2	0	4	12	8	0	0	42
無回答	2	0	1	1	0	1	10	1	0	0	16
計(回答数)	209	164	475	282	121	25	154	120	16	5	1571
計(施設数)	207	164	473	278	121	25	150	120	16	5	1559

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
室内禁煙	96.6	90.2	97.5	95.3	96.7	56.0	47.3	68.3	87.5	100.0	88.3
喫煙時間を設けている	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	2.7	1.7	0.0	0.0	0.5
喫煙区域と禁煙区域を分けている	2.4	6.7	0.0	4.0	0.8	16.0	26.0	10.0	12.5	0.0	5.5
特に決めていない	0.0	1.2	0.2	1.1	2.5	4.0	12.0	12.5	0.0	0.0	2.8
外来者の利用区域がない	0.5	1.8	2.5	0.7	0.0	16.0	8.0	6.7	0.0	0.0	2.7
無回答	1.0	0.0	0.2	0.4	0.0	4.0	6.7	0.8	0.0	0.0	1.0

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

問10 貴施設のたばこ対策で、喫煙者への禁煙支援の取り組み状況をお答えください。(いくつでも可)

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
たばこの害の普及啓発	127	76	202	71	23	10	14	42	3	2	570
禁煙を達成するための支援	48	12	13	2	12	4	1	13	0	0	105
禁煙補助薬の費用補助	1	2	2	0	5	2	1	3	0	0	16
禁煙達成者との仲間づくり	4	3	23	1	10	3	5	6	0	0	55
専門家、関係機関からの支援	12	13	30	0	7	1	2	4	1	0	70
その他	12	1	28	9	3	1	2	4	0	0	60
特に取り組んでいない	62	82	215	196	75	13	122	68	12	3	848
無回答	1	2	32	2	0	0	8	0	0	0	45
計(回答数)	267	191	545	281	135	34	155	140	16	5	1769
計(施設数)	207	164	473	278	121	25	150	120	16	5	1559

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
たばこの害の普及啓発	61.4	46.3	42.7	25.5	19.0	40.0	9.3	35.0	18.8	40.0	36.6
禁煙を達成するための支援	23.2	7.3	2.7	0.7	9.9	16.0	0.7	10.8	0.0	0.0	6.7
禁煙補助薬の費用補助	0.5	1.2	0.4	0.0	4.1	8.0	0.7	2.5	0.0	0.0	1.0
禁煙達成者との仲間づくり	1.9	1.8	4.9	0.4	8.3	12.0	3.3	5.0	0.0	0.0	3.5
専門家、関係機関からの支援	5.8	7.9	6.3	0.0	5.8	4.0	1.3	3.3	6.3	0.0	4.5
その他	5.8	0.6	5.9	3.2	2.5	4.0	1.3	3.3	0.0	0.0	3.8
特に取り組んでいない	30.0	50.0	45.5	70.5	62.0	52.0	81.3	56.7	75.0	60.0	54.4
無回答	0.5	1.2	6.8	0.7	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	2.9

* %の分母は、問5で対策に「取り組んでいる」と回答した各施設数

問11 山口県で平成18年から実施している「やまぐち健康応援団」についておたずねします。

◆この制度を知っていましたか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
知っていた	107	85	239	80	37	5	25	30	3	2	613
知らなかった	104	84	234	219	88	22	147	98	13	4	1013
無回答	4	0	0	1	4	0	1	2	0	0	12
合計	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1638

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
知っていた	49.8	50.3	50.5	26.7	28.7	18.5	14.5	23.1	18.8	33.3	37.4
知らなかった	48.4	49.7	49.5	73.0	68.2	81.5	85.0	75.4	81.3	66.7	61.8
無回答	1.9	0.0	0.0	0.3	3.1	0.0	0.6	1.5	0.0	0.0	0.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

◆たばこ対策の実施により、この制度へ登録していますか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
登録している	50	20	12	12	16	0	2	2	0	0	114
登録していない	57	65	227	68	21	5	23	28	3	2	499
合計	107	85	239	80	37	5	25	30	3	2	613

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
登録している	46.7	23.5	5.0	15.0	43.2	0.0	8.0	6.7	0.0	0.0	18.6
登録していない	53.3	76.5	95.0	85.0	56.8	100.0	92.0	93.3	100.0	100.0	81.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問12 山口県たばこ対策ガイドライン(改定)では、受動喫煙防止対策の取組として、屋外喫煙場所設置の際、「10mルール」を設定しています。たばこの煙による害は、喫煙場所から離れた空間まで影響をおよぼすことから、屋外に喫煙場所を設定する場合は、通路・出入口・子供のいる空間からおおむね10m以上離すことが必要というものです。そこでおたずねします。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
「10mルール」の言葉も意味も知っていた	71	62	158	65	20	5	11	17	2	3	414
言葉は知っていた	56	30	100	55	23	4	37	20	6	1	332
言葉も意味も知らなかった	83	72	206	173	82	18	122	88	8	2	854
無回答	5	5	9	7	4	0	3	5	0	0	38
合計	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1638

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
「10mルール」の言葉も意味も知っていた	33.0	36.7	33.4	21.7	15.5	18.5	6.4	13.1	12.5	50.0	25.3
言葉は知っていた	26.0	17.8	21.1	18.3	17.8	14.8	21.4	15.4	37.5	16.7	20.3
言葉も意味も知らなかった	38.6	42.6	43.6	57.7	63.6	66.7	70.5	67.7	50.0	33.3	52.1
無回答	2.3	3.0	1.9	2.3	3.1	0.0	1.7	3.8	0.0	0.0	2.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問13 屋外の喫煙場所の設置有無と設置場所についておたずねします。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
設置していて出入口等から10m以上離れている	40	40	74	54	20	5	16	29	5	0	283
設置しているが出入口等から10m以上離れていない	62	100	30	185	64	16	84	54	7	3	605
設置していない	109	28	365	59	41	6	68	45	4	3	728
無回答	4	1	4	2	4	0	5	2	0	0	22
合計	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1638

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
設置していて出入口等から10m以上離れている	18.6	23.7	15.6	18.0	15.5	18.5	9.2	22.3	31.3	0.0	17.3
設置しているが出入口等から10m以上離れていない	28.8	59.2	6.3	61.7	49.6	59.3	48.6	41.5	43.8	50.0	36.9
設置していない	50.7	16.6	77.2	19.7	31.8	22.2	39.3	34.6	25.0	50.0	44.4
無回答	1.9	0.6	0.8	0.7	3.1	0.0	2.9	1.5	0.0	0.0	1.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問14 禁煙・分煙レベルに応じた標示を人目につきやすい箇所(施設の入口等)に掲示していますか。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
している	140	76	211	153	19	7	38	16	4	2	666
していない	71	92	258	147	106	20	131	113	12	4	954
無回答	4	1	4	0	4	0	4	1	0	0	18
合計	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1638

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
している	65.1	45.0	44.6	51.0	14.7	25.9	22.0	12.3	25.0	33.3	40.7
していない	33.0	54.4	54.5	49.0	82.2	74.1	75.7	86.9	75.0	66.7	58.2
無回答	1.9	0.6	0.8	0.0	3.1	0.0	2.3	0.8	0.0	0.0	1.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問15 健康増進法の施行により、多数の方が利用される施設(職場や学校、体育館、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店など)の管理者は、利用者が他人の煙を吸うこと(受動喫煙)を防ぐために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされています。そこでおたずねします。

(数)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
法律(健康増進法)に規定されたことを知っていた	172	154	438	209	84	22	74	84	9	2	1248
知らなかった	40	15	35	91	42	5	94	45	7	4	378
無回答	3	0	0	0	3	0	5	1	0	0	12
合計	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1638

(%)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無回答	合計
法律(健康増進法)に規定されたことを知っていた	80.0	91.1	92.6	69.7	65.1	81.5	42.8	64.6	56.3	33.3	76.2
知らなかった	18.6	8.9	7.4	30.3	32.6	18.5	54.3	34.6	43.8	66.7	23.1
無回答	1.4	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	2.9	0.8	0.0	0.0	0.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

3 年度別推移 (H10・H15・H20・H25)

施設種別

	調査年度	保健医療福祉施設	官公庁	教育機関	公民館・図書館等	金融機関	交通機関	店舗娯楽施設等	企業	その他	無回答	合計
数	10	296	320	624	377	195	41	207	201	19	0	2280
	15	220	238	542	339	147	29	164	124	15	0	1818
	20	251	174	535	357	133	30	176	139	18	11	1824
	25	215	169	473	300	129	27	173	130	16	6	1638
%	10	13.0	14.0	27.4	16.5	8.6	1.8	9.1	8.8	0.8	0.0	100.0
	15	12.1	13.1	29.8	18.6	8.1	1.6	9.0	6.8	0.8	0.0	100.0
	20	13.8	9.5	29.3	19.6	7.3	1.6	9.6	7.6	1.0	0.6	100.0
	25	13.1	10.3	28.9	18.3	7.9	1.6	10.6	7.9	1.0	0.4	100.0

[喫煙習慣のある者の割合]

	調査年度	ほぼ全員	6割以上	ほぼ半分	4割以下	ほとんどいない	不明	無回答	合計
数	10	38	149	285	1266	479	62	1	2280
	15	27	81	186	913	538	57	16	1818
	20	14	49	103	746	820	78	14	1824
	25	5	28	65	645	795	80	20	1638
%	10	1.7	6.5	12.5	55.5	21.0	2.7	0.0	100.0
	15	1.5	4.5	10.2	50.2	29.6	3.1	0.9	100.0
	20	0.8	2.7	5.6	40.9	45.0	4.3	0.8	100.0
	25	0.3	1.7	4.0	39.4	48.5	4.9	1.2	100.0

[たばこ対策の必要性]

	調査年度	必要である	特に必要でない	わからない	無回答	合計
数	10	1422	724	134	0	2280
	15	1378	387	47	6	1818
	20	1400	370	46	8	1824
	25	1137	432	59	10	1638
%	10	62.4	31.8	5.9	0.0	100.0
	15	75.8	21.3	2.6	0.3	100.0
	20	76.8	20.3	2.5	0.4	100.0
	25	69.4	26.4	3.6	0.6	100.0

[たばこ対策の取り組み状況]

	調査年度	取り組んでいる	取り組んでいない	無回答	合計
数	10	1363	916	1	2280
	15	1481	336	1	1818
	20	1689	135	0	1824
	25	1559	72	7	1638
%	10	59.8	40.2	0.0	100.0
	15	81.5	18.5	0.1	100.0
	20	92.6	7.4	0.0	100.0
	25	95.2	4.4	0.4	100.0

[受動喫煙防止対策の具体的な方法]

	調査年度	別室に喫煙場所	同室内に喫煙場所	喫煙時間限定	換気扇設置	集煙装置設置	特に取り組んでいない	その他	無回答	合計	回答施設数
数	10	940	410	231	791	239	585	172	40	3408	2280
	15	967	287	71	482	251	337	289	13	2697	1818
	20	1545	139	20	177	108	135	20	1	2145	1824
	25	1434	153	28	108	59	90	31	16	1919	1638
%	10	41.2	18.0	10.1	34.7	10.5	25.7	7.5	1.8		
	15	53.2	15.8	3.9	26.5	13.8	18.5	15.9	0.7		
	20	84.7	7.6	1.1	9.7	5.9	7.4	1.1	0.1		
	25	87.5	9.3	1.7	6.6	3.6	5.5	1.9	1.0		

* H20・25調査結果について、H10と比較するため「敷地内禁煙」+「施設内禁煙」+「喫煙室設置(完全空間分煙)」を「別室に喫煙場所」とした

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「取り組んでいない」と回答した施設を「特に取り組んでいない」に加算して算出

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「無回答」と回答した施設を「無回答」に加算して算出

[施設内の以下の場所におけるたばこ対策の取り組み状況]

◆事務室(従業員が大半を過ごす場所)

(複数回答)

	調査年度	室内禁煙	喫煙時間設定	喫煙区域を分離	特に決めていない	事務室がない	無回答	合計	回答施設数
数	10	750	249	396	785	100	10	2290	2280
	15	1129	30	165	415	80	7	1826	1818
	20	1541	8	84	162	33	2	1830	1824
	25	1425	9	56	110	36	16	1652	1638
%	10	32.9	10.9	17.4	34.4	4.4	0.4		
	15	62.1	1.7	9.1	22.8	4.4	0.4		
	20	84.5	0.4	4.6	8.9	1.8	0.1		
	25	87.0	0.5	3.4	6.7	2.2	1.0		

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「取り組んでいない」と回答した施設を「特に決めていない」に加算して算出

* H15・20・25調査結果について、H10と比較のため問5で「無回答」と回答した施設を「無回答」に加算して算出

◆会議室

(複数回答)

	調査年度	室内禁煙	喫煙時間設定	喫煙区域を分離	特に決めていない	会議室がない	無回答	合計	回答施設数
数	10	837	88	86	896	360	13	2280	2280
	15	1100	13	35	499	163	11	1821	1818
	20	1477	8	17	190	132	1	1825	1824
	25	1375	4	11	106	121	26	1643	1638
%	10	36.7	3.9	3.8	39.3	15.8	0.6		
	15	60.5	0.7	1.9	27.4	9.0	0.6		
	20	81.0	0.4	0.9	10.4	7.2	0.1		
	25	83.9	0.2	0.7	6.5	7.4	1.6		

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「取り組んでいない」と回答した施設を「特に決めていない」に加算して算出

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「無回答」と回答した施設を「無回答」に加算して算出

◆待合室・ロビー等、外来者(不特定多数の人)が利用する区域

(複数回答)

	調査年度	室内禁煙	喫煙時間設定	喫煙区域を分離	特に決めていない	待合室がない	無回答	合計	回答施設数
数	10	308	37	467	1130	308	30	2280	2280
	15	668	9	390	596	145	17	1825	1818
	20	1428	3	159	197	36	3	1826	1824
	25	1377	8	85	115	42	23	1650	1638
%	10	13.5	1.6	20.5	49.6	13.5	1.3		
	15	36.7	0.5	21.5	32.8	8.0	0.9		
	20	78.3	0.2	8.7	10.8	2.0	0.2		
	25	84.1	0.5	5.2	7.0	2.6	1.4		

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「取り組んでいない」と回答した施設を「特に決めていない」に加算して算出

* H15・20・25調査結果について、H10と比較するため問5で「無回答」と回答した施設を「無回答」に加算して算出

[受動喫煙防止対策の具体的な方法]

	調査年度	敷地内禁煙	施設内禁煙	完全空間分煙	完全空間分煙ではない	喫煙時間限定	換気扇を設置	集煙装置設置	その他	無回答	合計	回答施設数
数	20	459	789	297	139	20	177	108	20	1	2010	1689
	25	591	674	169	153	28	108	59	31	9	1822	1559
%	20	22.8	39.3	14.8	6.9	1.0	8.8	5.4	1.0	0.0		
	25	32.4	37.0	9.3	8.4	1.5	5.9	3.2	1.7	0.5		

* H20から、回答の選択肢の内容を一部変更したので、同様の内容で実施したH25と、新たな選択肢(内容)と比較した

* %の分母は、問5で「対策に取り組んでいる」と回答した1559施設数

[「やまぐち健康応援団」の認知度]

	調査年度	知っている	知らない	無回答	合計
数	20	583	1221	20	1824
	25	613	1013	12	1638
%	20	32.0	66.9	1.1	100.0
	25	37.4	61.8	0.7	100.0

[「やまぐち健康応援団」の登録]

	調査年度	登録している	登録していない	無回答	合計
数	20	151	430	2	583
	25	114	499	0	613
%	20	25.9	73.8	0.3	100.0
	25	18.6	81.4	0.0	100.0

* 「やまぐち健康応援団」の制度を「知っている」と回答した施設

[健康増進法の認知度]

	調査年度	知っている	知らなかった	無回答	合計
数	20	1320	468	36	1824
	25	1248	378	12	1638
%	20	72.4	25.7	2.0	100.0
	25	76.2	23.1	0.7	100.0